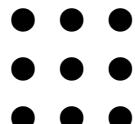


一般財団法人日本エルピース機器検査協会 50年史

LIAのあゆみ



# 前史



草 創 期

## ●国産 L P ガス機器の開発

L P ガスが一般家庭で使用されるようになったのは、昭和 27 年頃からである。その頃はまだ L P ガス専用の器具などは開発されていなかった。

燃焼器は都市ガスのコンロを加工したものであり、調整器(圧力調整器)は、酸素やメタンガスの調整弁を利用し、容器(ボンベ)も酸素やアセチレン用で間に合わせていたこともあり、事故も多発していた。

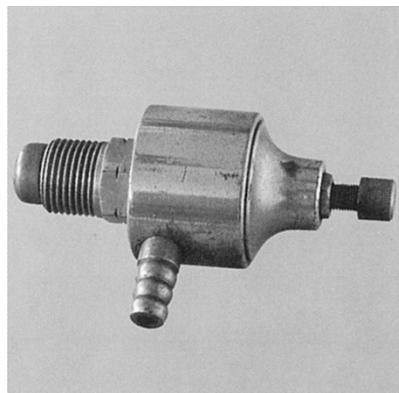
しかし、L P ガスの需要が注目され始めると、すぐに機器の開発も着手されていった。

国産のガスレンジや容器の製造も相次ぎ、要となる調整器は、昭和 27 年に望月機器製作所がいわゆる「ハスの実」型調整器を製作、つづいて日新機械が「ゲンコツ」型調整器を製作した。

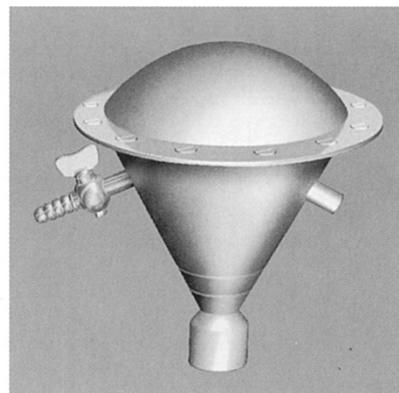
さらに昭和 29 年になると、アメリカ製の調整器も市中に出回り始め、これを参考に多くの国内メーカーが調整器を開発、製造に参入してきた。

昭和 27~29 年頃に調整器の製造を開始したメーカーに、関東では有成工業、佐藤精機、丸茂製作所(現:株式会社桂精機製作所)、浜井製作所(現:株式会社ハマイ)、関西ではロック製作所、千代田精機製作所、伊藤工機(現:I・T・O 株式会社)、富士産業などがある。

この頃は L P ガス(プロパン)の需要が年々、倍々ゲームのように急伸した時代で、この勢いに乗り国産の L P ガス機器の開発も日進月歩の勢いで進んだのである。



ゲンコツ型調整器



ハスの実型調整器

しかし、L P ガスの心臓部ともいわれる調整器の技術水準は安全という観点から見ると、まだまだ不安があったし、事実、全国で事故が頻発していた。

こうした事態を受けて、東京都などは、家庭用 L P ガスの取扱基準要綱を制作し、昭和 29 年 12 月に公布した。取付方法の基準や検査方法の基準、漏洩時の処置、器具の性能検査基準などを盛り込んだこの要綱は、続いて公布された

神奈川県や埼玉県の基準の模範ともなった。

昭和 30 年になると、各地で調整器の性能テストやコンクールが行われるようになり、これがメーカーの技術競争に拍車をかけた。

同時に、調整器を含めた L P ガスの器具について、標準化を図りたいという機運も生まれてきた。昭和 30 年 11 月に設立された全国プロパンガス協会においても、規格の統一と、検定制度の実施を推進したいという方針を明らかにしていた。

しかし、実際に規格の統一が図られ、自主検査というかたちで検査制度がスタートしたのは、この年から 7 年もあとになってしまう。

### ●調整器工業会の誕生

規格統一や検定制度の開始が望まれていたにもかかわらず、調整器については、難問が持ち上がっていた。東西の対立である。

調整器は、関東と関西では技術や規格に差異が生じていた。容器取り付け際のネジ部の締め方ひとつとっても、関東ではスパナ締めで統一する傾向にあったのが、関西では手締めが主流であった。これを一方が押しつけるように統一を呼びかけると、東西の対立ムードに発展するという雰囲気だったのである。

この対立を決定的にしたのが、調整器の出口圧力の設定基準の問題であった。関西の業界では、水柱  $300 \pm 50$  ミリを主張し、関東の業界では、水柱  $280 \pm 50$  ミリを主張。これを互いに譲らず、調整器の規格統一は困難を極めた。

しかし、昭和 36 年になってようやく東西の親睦が図られ、6 月には調整器メーカーの全国組織である日本 L P ガス調整器工業会（以下「調整器工業会」という）が誕生した。

ここでようやく調整器の統一規格案が進行し、昭和 38 年 1 月には、調整器工業会から全国プロパンガス協会へ、調整器の検査実施が依頼されることになった。

なお、このとき、懸案だった調整器の規格は、関東側が主張していた出口圧力水柱  $280 \pm 50$  ミリと決定した。

### ●自主検査のスタート

全国プロパンガス協会は、調整器の検査を始め、昭和 38 年 7 月と 8 月に、10 社の調整器が合格し、9 月 10 日から検査済みの製品が一斉に発売された。

これを受けて、10 月 11 日には通産省が、各地方通産局（現：経済産業局）と都道府県知事あてに、家庭用 L P ガス調整器の検査制度が実施されたことを伝えるとともに、「貴管内関係全事業者に対し本主旨の周知徹底を図るととも

に、関係団体を通じて消費者が本措置による検査済調整器を使用するよう指導して下さい。」と通知した。

この検査開始に伴い、調整器の性能が格段に向上了し、特に閉塞性能、容量、安全装置の向上は歴然であった。

調整器は、その後昭和 43 年、 L P ガス法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、後述）において第一種液化石油ガス具等に指定されるが、それまでの 6 年間に、およそ 2000 万個を検査して、安全と業界の信頼のために寄与したのである。

### ● L P ガス業界の混迷

ここで、話はややこしくなるが、当時の L P ガス業界内の混迷について、若干の補足をしておくこととする。

昭和 38 年には、全国の L P ガス消費世帯数は、都市ガスのそれを上回る 600 万世帯にまで膨れあがっていた。この膨大な消費は、全国プロパンガス協会の内部に、利害を異にする別の業界団体を誕生させた。まず、 L P ガスの流通の最上流である生産と輸入を行う 35 の会社が、 L P ガス生産輸入懇話会を発足させた。つづいて、卸会社がまとまり、 96 社によって L P ガス元売中央協議会が発足した。また、小売業者の全国組織としては、すでに全国プロパンガス商工組合連合会が組織されていた。

こうした協会内部の別団体発足によって、全国プロパンガス協会はその立場があややかなものとなり、昭和 39 年 3 月、ついに解散することになった。

しかし、調整器の検査など、保安業務を担当していたのは全国プロパンガス協会である。この業務を今後どこが行っていくかということで、その候補に上がったのが、昭和 38 年に発足していた高圧ガス保安協会であった。

高圧ガス保安協会は、改正高圧ガス取締法によって生まれた、従来あった高圧ガス協会に代わって自主保安の運営を行う機関である。ここで、さまざまな設備や器具の基準の作成や、検査、保安教育を行うのであるから、調整器の検査も、高圧ガス保安協会へ移行することは不自然ではなかった。

ところが、当初は全国プロパンガス協会の保安業務を担当した事務局が、そのまま高圧ガス保安協会へと移行して、 L P ガス部門を担当することになっていたのが、予算などの事情からこの引き継ぎがうまく進まなかつた。

そこへ、解散した全国プロパンガス協会と入れ代わるかたちで、全国の地方協会を基盤とする連合体である全国 L P ガス協会連合会（以下「全協連」という）が昭和 39 年 3 月に組織された。

そして、結局は調整器の検査は、この全協連で行うことになったのである。

## ●高圧ホースとガス栓の自主検査

こうした検査業務の移動はともかく、調整器の検査の実質的な成功を目的当たりにして、昭和 39 年 1 月に日本ホース金具工業会、同年 11 月に全国 L P ガス工業会が相次いで発足した。どちらも、高圧ホースと閉止弁（現：ガス栓）の自主検査を目的とした発足だった。

継手金具の付いた高圧ホースは、家庭用 L P ガスの容器（ボンベ）を 2 本並べて使用する方式が一般的になったことで普及した器具である。しかし、この高圧ホースは屋外で使用されるため、耐圧性はもちろん高い安全性が要求された。実際、当時はホースが抜けたり、切れたりする事故も少なくなかった。

同様にガス栓もまた、L P ガスの使用には欠かせない器具であったが、当時はガス栓からのガス漏れ事故も頻繁に発生していた。

このため、両工業会は、それぞれの製品の検査を調整器と同様に、全協連に委ねることになった。

高圧ホースの検査は、昭和 40 年 10 月から始まった。全協連の検定委員会で作られた検査項目は、耐圧、気密、寸法、外観、表示、弁作動及び破壊の 7 項目であった。

ガス栓の検査開始は、昭和 40 年の 6 月であり、製造時に外観と気密をチェックし、さらに抜取り寸法と開閉操作の検査を行った。

## ●L P ガス法成立へ向けて

こうして着々と実績を積み重ねていった全協連の自主検査であったが、これはあくまでも業界内の自主的な検査であり、氾濫していた粗悪品を完全に一掃することはできなかった。事故をなくし、信頼を得るためにには、さらに強力な国家検定という方法が、当時の業界には必要なことであった。

ところで、L P ガスは都市ガスと違ってガス事業法の適用を受けておらず、高圧ガス取締法の適用があるだけだった。このため、価格や安定供給、保安面などで、消費者を保護し、業界もまた健全な発展を遂げていくための、L P ガス法の制定が望まれるようになっていた。

当時は急増した L P ガスの需要のため、しばしばガス不足が起きた。ことに昭和 39 年から 40 年にかけて起きたガス不足は深刻で、容器への充填が 8 割に抑えられるといった事態にまで陥った。

この影響を受けて、昭和 40 年の 11 月に、通産省が業界に示した L P ガス法案は、「液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律」という、いわば需給安定法的な色彩の濃いものとなったのである。

標準価格制度や販売事業者の登録制度を盛り込んだこの法案は、業界内に賛否両論の声を巻き起こした。供給元となる L P ガス生産輸入懇話会や石油連盟

はこれに賛成したが、全協連は、「運用の仕方によって、需要開拓が制限される危険性が高く、独占禁止法の精神にも反するものだ」と、強く反対した。こうした混乱のため、この法案の国会上程は見送られた。

つづいて昭和41年の9月に、通産省は再度、新しい法案を業界に示した。これは、「一般消費者向け液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」と銘打った、消費者保安法的な法案であった。

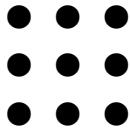
販売事業者の事業区域制限、保安準備金制度、保安確保命令による公定価格設定などを盛り込んだこの法案は、地方のプロパンガス協会などから、「零細業者の生存を危うくする」と、強い反対が示された。

そこで、通産省は同年11月に、事業区域の緩和措置や器具検定制度などを盛り込んだ第2次案を業界に提示した。

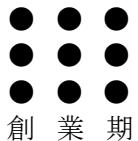
こうして、業界待望のLPGガス法は徐々にかたちを結びつつあったのである。

# L P ガス業界に新秩序を築く

(昭和 43 年～昭和 52 年)



創業期



昭和 43 年～昭和 52 年

### ● L P ガス法の制定

昭和 30 年代に急速に需要を伸ばした L P ガスの消費世帯数は、昭和 43 年頃にはすでに 1400 万世帯にまで膨れ上がっていた。

国民生活にとって重要な生活基本物資であり、巨大な産業になっていたため、消費者側はもちろん、生産・流通・販売側も、L P ガスの単独立法を繰り返し求め続けてきた。

業界内の調整もまとまり、待望の L P ガス法が誕生したのは昭和 42 年 12 月 23 日の臨時国会においてのことである（公布は 12 月 28 日）。

こうして、昭和 43 年 3 月 1 日、いわゆる L P ガス法（正式には「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、以下「液石法」という。）が施行され、業界は新局面を迎えた。

この法では、販売事業者への規制とともに、L P ガス器具にも、製造・販売面から新たに規制が加えられることになった。例えば第 41 条では、「協会又は指定検定機関の検定」が組み込まれ、液石法の公布と前後して、機関設立のための慌ただしい動きが展開された。

### ● 日本エルピーガス機器検査協会の発足

通産省は、液石法施行を前に、業界に対して、共済事業団と、検査協会の二つの財団法人を設立することを要請していた。

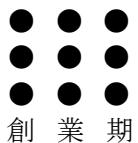
共済事業団の方は早々と設立が決まったが、検査協会の方はどこが主体となるかという問題、検査設備や技術者、土地の確保などの問題もあって、設立は困難をきわめた。

調整器工業会では、前史で述べたように、昭和 38 年 9 月から昭和 41 年にかけて全協連の検定委員会の協力のもとに調整器、高圧ホース、大型調整器及びガス栓の自主検査をスタートさせていた。

このため、検定機関の設立も全協連の検定委員会を母体にするのが円滑であり、事実、調整器工業会などから、「これまで実績のある全協連がいい。」といった声もあがっていた。

こうした声を受けて、昭和 43 年 2 月 12 日、全協連の理事会は、日本エルピーガス機器検査協会の設立準備に入ることと、財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の発足（昭和 43 年 3 月 1 日設立許可）を決定した。それでもまだ、資金拠出問題なども絡み、検査協会発足の具体的なスケジュールは容易に進展しなかった。

しかし、3 月 1 日には液石法は施行されていたが、協会設立に出資する団体はなく、中心となって動いていた岩谷直治全協連会長や井上雅義専務理事らは苦悩した。



昭和 43 年～昭和 52 年

そしてついに、岩谷会長が暫定的に銀行から 2000 万円を借り入れ、これを基金として設立することを決意。また、検査所用地については、株式会社桂精機製作所の丸茂桂社長から提供があり（昭和 48 年に分譲）、どうにか協会設立のめどが立ったのである。なお、その後、日本エルピーガス連合会（全協連の後身）、日本エルピーガス供給機器工業会、日本 L P ガス協会及び全国エルピーガス卸売協会から出損を受けた。

こうして液石法施行から半月遅れた昭和 43 年 3 月 15 日、日本エルピーガス機器検査協会の財団設立発起人大会が赤坂プリンスホテルで開催された。

初代理事長には岩谷産業株式会社の社長で協会設立に奔走した岩谷直治、初代専務理事には全協連の専務理事であった井上雅義を選任した。

続いて 3 月 25 日には、検定財団設立について全協連の理事会が開催され、これまで行っていた検定業務を分離し、これに従事する職員を含めて財団に譲渡することが決議された。

### ● 中央検査所の完成

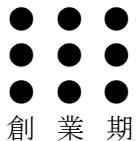
桂精機の丸茂社長から提供された用地（現所在：綾瀬市深谷中 8-5-7）に、検査所を建設することになった。

昭和 43 年 6 月 26 日に上棟式、同年 8 月 12 日に中央検査所が完成。それは 500 坪の敷地に建った木造平屋建てのつつましい建物だったが、これは、L P ガス業界が持った最初の公共的検査機関であった。

ここで、昭和 44 年 1 月から、法に基づく調整器の第 1 検定が開始されるが、実質的にはこのとき中央検査所が稼働するのである。

中央検査所全景（昭和43年）





昭和 43 年～昭和 52 年



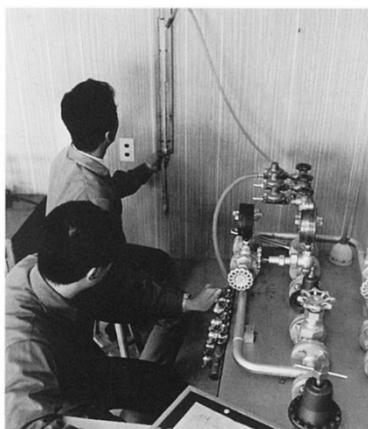
### ●調整器の国家検定を開始

液石法が施行され、調整器（単段減圧式）は、政令によって国家検定品目第 1 号として指定され、本協会では昭和 44 年 1 月から検定を開始した。

この検定はこれまでの自主検査をはるかに上回る厳しい基準であった。

このため、メーカー側でも、法による技術基準に適合する調整器の製作は予想以上に困難を極めたが、メーカーも品質の向上に熱意をもって取り組み、昭和 44 年 4 月 13 日には、初回において 13 器種が合格を果たした。

こうして 4 月 30 日には、国家検定合格の証票を貼られた第 1 号の調整器が誕生したのである。また、証票には、LIA (Japan L.P.Gas Instrument Inspection Association の略) の文字も印刷され、本協会と L.P. ガス消費者との接点がようやくかたちを見たのであった。



調整器の性能検査装置



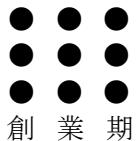
調整器耐久性検査装置

### ●高圧ホースの国家検定を開始

昭和 43 年 8 月 12 日液石法の第一種ガス器具検定の対象品目として、継手金具付高圧ホースが政令指定され、8 月 15 日から施行された。

これを受け、本協会では、昭和 44 年 9 月 30 日から高圧ホースの国家検定を開始した。

高圧ホースは調整器に入る前の高圧のガスが通過し続けるため、ホースには相当程度の強度がなければならない。



昭和 43 年～昭和 52 年

しかし、ゴムという素材の性能を向上させるために混入する可塑剤が L P ガスに溶け出し、ドレンとなって、いろいろな悪影響を与えていていることがやがてわかる。このことが、ゴムの無可塑化が開発されるきっかけとなっていました。

また、のちにバリアー層と呼ばれるナイロンコーティングを施した高圧ホースが開発され、現在は 100% バリアー層付きのものが普及している。

高圧ホースは、このように構造上、高い技術水準が求められる器具である。従って、自主検査から国家検定に移行した上は、チェックは調整器と同様、格段に厳しくなった。

高圧ホース見本



ゴム素材引張試験機

初回の検定では 15 器種が合格を果たした。しかし、昭和 46 年度の本協会の事業報告書を見ると、当時の高圧ホースの技術水準がうかがえる。それには、「ねじ寸法の不合格率は依然として、31% を占めることは、法の精神にもとる寒心事。今後、第 2 検定の格段の強化が必要。」とあった。

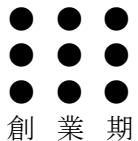
しかし、その後の地震では、多くの L P ガス容器が転倒したが、高圧ホースを使用していたものは、切れたり、外れたりしたものは皆無だったのである。

### ● ガス栓（閉止弁）の国家検定並み検査の開始

ガス栓は、全国ガスコック工業会が設立されて以来、昭和 40 年から型式検査が実施されてきた。本協会が設立され、この検査を引き継いだが、しかし、このガス栓の自主検査の基準には、まだ不十分な点を感じていた。安全装置などには基準がなく、不良品が市場に出回る可能性を懸念していた。本協会では、P R による自主検査の普及・促進と保安レベルの向上を訴えていた。

こうした懸念はメーカー側にもあり、昭和 45 年 6 月 13 日には、全国 L P ガスコック工業会が、

- ① ガス栓の自主検査規格の制定



昭和 43 年～昭和 52 年

②新規格合格品は 10 月 21 日から市販などを発表した。

さらに、昭和 45 年 8 月 11 日には、これまでの調整器、高圧ホース、ガス栓の 3 団体を統合して、新たに日本エルピーガス機器工業会（日本エルピーガス供給機器工業会の前身）が発足した。

これを受けて、昭和 45 年 8 月、本協会は国家検定にも耐えうるほど厳しいガス栓の技術基準を制定し、自主検査を開始した。

ガス栓は、もともと都市ガスの方で使われ始めた器具で、その製品の検査も都市ガス会社等で行っていたが、資本力の豊かな都市ガス会社に対し、中小企業も少なくない L P ガス業界側では、業界全体でまとまった技術基準や検査基準を作り上げていく必要性があった。

このときは、13 器種の製品が合格し、昭和 45 年 10 月 12 日には、新基準によるガス栓合格器種の発表会が新橋・第一ホテルで開催された。

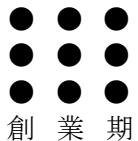
このガス栓の検査スタートによって、事業的観点から見れば、調整器、高圧ホースに次ぐ 3 本目の柱が樹立されたわけである。

なお、昭和 46 年 3 月 21 日、日本エルピーガス機器工業会は、液石法改正省令の新基準に基づいて、L P ガス用ガス栓の新旧切替えを開始し、これまで 16 社 57 器種についてのみ行っていた国検なみ自主検査を、全面的に本協会に委嘱した。

しかし、開始当初の第 2 検査の数は低調で、依然として無検査品（無証票品）が市場に横行し、保安上好ましい状況ではなかったことから、国家検定への移行は急務であった。



ガス栓耐久試験装置



昭和 43 年～昭和 52 年

### ● ガス栓の J I S 化問題

昭和 45 年 8 月に国家検定並みのガス栓の自主検査がスタートしたばかりだったが、同年 10 月 23 日、都市ガス業界を中心に、ガス栓の J I S 指定案が持ち上がった。

ガス栓には、銅合金を主材料にするものと、亜鉛ダイカストを主材料にするものとがあり、L P ガス業界では価格がおよそ半額という、安い亜鉛ダイカストの方を使うのがほとんどだった。

その案は、J I S の規格では亜鉛ダイカスト製を認めないと主張であったが、その後、日本エルピーガス機器工業会とも意見調整が行われ、昭和 48 年 3 月 1 日に亜鉛ダイカスト製ガス栓も含む J I S が制定された。

### ● 自動切替式調整器と二段減圧式調整器

昭和 48 年 1 月 19 日には、日本エルピーガス機器工業会は臨時総会を開催し、自動切替式調整器の自主検査実施を正式決定した。

また、同年 2 月 12 日には、同工業会が、調整器の 3 年ごとの交換や、ガス栓の国家検定とともに、自動切替式調整器の集団供給設備への設置義務づけを通産省に要望している。

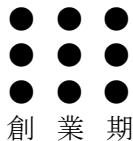
L P ガスが家庭用エネルギーに使用され始めた頃は、10 キロ容器 1 本に、単段減圧式調整器をつけた簡単な設備が一般的であったが、昭和 40 年代も後半になると、家庭用の需要も増え、50 キロ容器 2 本を並べて設置することが多くなった。この容器 2 本に組み合わせて使用するのが、自動切替式調整器である。

自動切替式調整器は、片側の容器のガスの残りがゼロになると、自動的にもう一方の容器からガスが供給される。

当時の家庭では、ガス切れは日常茶飯事であったが、この複数容器によって、ガス切れの懸念は解消され、販売事業者にとってもガスの配送を計画的に行うことができた。こうしたメリットのため、自動切替式調整器の使用が徐々に増えていったのである。

この検査基準は、本協会が主導し、基準づくりを行った。基準の作成の過程において各メーカーより製品を提出してもらい、それにつき実際にテストを繰り返し、基準の適否を検討し、かつメーカーは製品に改良を加えるなどの努力をした。





昭和 43 年～昭和 52 年

このため、第 1 検査はすでに昭和 47 年の年末から開始されていたが、第 2 検査の開始は翌年の 3 月からとなり、初回 6 器種が合格した。

また、昭和 50 年 1 月からは、二段減圧式調整器の検査が開始された。

二段減圧式調整器は、業務用、工業用、高層マンション用として開発された調整器で、容器（ボンベ）内のガス圧力を燃焼器具入口部における 280 ± 50 ミリにするまでに、二段階で圧力を下げるこことによって、性能を安定させようという器具であった。

### ● ガス栓が国家検定品目へ

昭和 50 年 3 月 11 日、政令によって、ガス栓が国家検定の指定品目となり、同年 5 月 30 日には、本協会がガス栓の検定機関に指定され、ガス栓の国家検定を開始した。

### ● 低圧ホースの検査

昭和 50 年 8 月に、通産省消費経済課・工業品検査所が、各種 L P ガス器具の試買テストを行い、その結果、数機種のガス漏れ警報器などとともに、ゴム管の欠陥が指摘され、点検回収が行われることになった。

そもそも当時の L P ガスの事故は、ゴム管が原因となるものが多く、事故原因の 20%ほどを占めていた。しかも、業界に L P ガス消費設備として認識する姿勢も欠けていた。

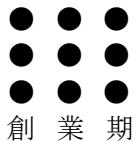
そこで、L P ガス業界は継手金具の付いた低圧ホースの利用を促進するため、昭和 50 年 12 月から、第 1 検査を開始したのである。この低圧ホースは万が一、容器が倒れたときでも、それを支え得る程度の強度が要求された。このため、引張強度のテストは 100 キログラムで実施された。

自主検査に合格した低圧ホースは、従来のゴム管と比べて、多くの利点を持った。それは、

- ① 60 センチと 120 センチの二通りが認可され、30 センチ未満のゴム管より、長さの利点がある。
- ② 継手金具がついており、外れたり、漏れたりといった危険を防止する。
- ③ 圧力損失はゴム管に比べて半分ほどになり、立ち消えや不完全燃焼の危険性が少ない。
- ④ 三層構造になっていて、耐久性に優れている。
- ⑤ 製造後 4 年半内の事故について賠償責任保険がつく。

といった点であった。

こうして、低圧ホースへの転換が急速に進んだのである。



昭和 43 年～昭和 52 年

なお、低圧ホースは昭和 54 年 3 月に、第二種液化石油ガス器具に政令指定された。

### ● 金属フレキシブルホースと塩化ビニルホースの検査

昭和 52 年 3 月 1 日には、金属フレキシブルホースの検査が開始された。

固定された燃焼器具につけられるこの金属フレキシブルホースは、早くからアメリカで開発され、一般家庭でもこれが主体で使用されてきた。

このため、検査基準もアメリカのそれを参考にして、金属フレキシブルホース協会と本協会が協力し合いながら、日本向けにアレンジしたものとなった。

さらに、昭和 52 年 11 月には、塩化ビニルホースの検査も開始された。

塩ビと継手ゴムの接着した部分が抜けやすく、これが原因で爆発死亡事故が起きたこと也有った。

このため、基準をつくり、厳密な検査が行われることになった。

しかし、昭和 60 年前後からは金属フレキシブルホースなどの普及もあって数は次第に減少し、平成 9 年頃には検査実績が無くなっていた。

平成 29 年 4 月の告示改正で硬質管等の規格から塩化ビニルホースが削除されたことに伴い、「塩化ビニルホース検査規程 (LIA-380)」を廃止した。



ねじり・屈曲試験装置

### ● 中央検査所に新館完成

木造平屋建てでスタートした中央検査所も、業務拡張に伴い、相応の広さと堅牢な建物が必要になった。

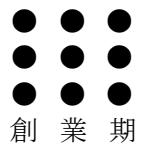
このため、昭和 50 年には新館（現：2 号館）の建設が進められ、5 月 21 日に竣工式が行われた。

新館の規模は、鉄筋 2 階建て。建築面積 165 m<sup>2</sup>。延べ床面積 330 m<sup>2</sup>であった。

また、この建物内には、日本小型自動車振興会（現：公益財団法人 JKA）から補助金を得て、低温実験室、金属分光分析機、振動試験機が設置された。

なお、この新館工事はさらに第 2 期へとつづき、昭和 54 年 5 月 21 日に 3 階建ての建物が完成し、延べ床面積も 740 m<sup>2</sup>となった。

総工費は、第 1 期、第 2 期合わせておよそ 1 億円であった。



昭和 43 年～昭和 52 年



改築前（2階建て）の様子：現2号館（昭和 53 年 11 月撮影）



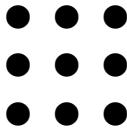
改築の様子



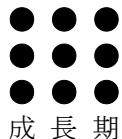
昭和 54 年 5 月完成（3階建て）

# 保安新時代への対応

(昭和 53 年～昭和 62 年)



成 長 期



昭和 53 年～昭和 62 年

### ●液石法の改正（昭和 53 年）

昭和 53 年 7 月 3 日に、改正液石法が公布された。これは、新規追加条文が 44 力条、一部改正条文が 32 力条もあって、それが全体のおよそ 3 分の 1 にあたり、液石法誕生以来、10 年ぶりの大幅な改正となった（施行は 54 年 4 月 1 日）。

L P ガスは国民生活に浸透していたが、災害や事故は減少しておらず、一般家庭における事故も顕著であった。事故原因はさまざまであるが、事故撲滅のため、消費者まで含めた関係者がそれぞれの段階で十分な対応策を講ずる必要があった。

このため、L P ガス器具等に対する規制の強化をはじめ、販売から設備工事等の諸段階における保安規制の強化を主眼として、この改正が行われたのである。

器具については、それまでの国家検定対象 11 品目を第一種器具とし、以下の 3 品目が第二種器具に政令指定された。これらの器具は省令基準への適合が義務づけられ、技術水準の確保が求められることになった。

- ①ガス漏れ警報器
- ②継手金具付低圧ホース
- ③対震自動ガス遮断器

### ●業界あげての保安総点検

改正液石法の公布とほぼ時を同じくして、昭和 53 年 7 月 1 日には、L P ガス設備総点検事業がスタートした。

業界あげて取り組むことになったこの事業は、2 年間で総点検し、さらに改善に 1 年を見込むという、3 年間に及ぶ大事業となった。

これは、液石法に規定された調査義務を完全に実施したうえに、自主的な設備改善や保安啓蒙も行おうという試みでもあった。

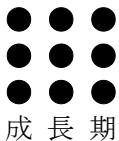
点検は、気密検査をはじめ、ガス供給に使用される機器の性能及び状態確認、設置状況の確認など、法で規定された項目すべてを行うものであった。

本協会の検査品目である調整器、高圧ホース、ガス栓、自動切替式調整器、低圧ホース、金属フレキシブルホース、ゴムキャップなど、全品目がその対象となった。

このため、昭和 53 年から 54 年にかけて、本協会の検査件数は激増することになった。

以下、合格数でその伸びの顕著なものを表に示した。

この総点検の結果は、終了した昭和 56 年に発表され、合格戸数は全体の 94% にあたる 1860 万戸、4% が期間内未改善世帯として残され、また、不同意



昭和 53 年～昭和 62 年

消費者は 1 万 6000 戸であった。

	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度
高圧ホース	1,901,558	2,640,326	4,126,778
ガス栓	5,394,245	8,141,128	11,185,035
低圧ホース	91,313	1,514,498	976,176
金属フレキ	64,068	119,139	143,975
塩ビホース	21,100	69,340	40,210
ゴムキャップ	—	2,480,980	1,057,840
自記圧力計	—	14,025	546

### ●ゴムキャップの検査

ゴムキャップというのは、未使用のガス栓にはめ込んでおくために使用されるものであるが、これを L P ガス器具と認識する者は業界内にも少なかった。

そもそも、それまでのゴムキャップは、クズゴムでつくられた劣悪なもので、はめこんでおくうちに劣化してひびが入ることもあったのである。

本協会がゴムキャップの検査を開始したのは、昭和 53 年 2 月 22 日である。

近年では、二口ホースガス栓の未使用側誤開放事故が増加していることに伴い、平成 27 年 6 月に高压ガス保安協会基準が改正され、従来のホース型に加えコンセント型の基準が追加された。

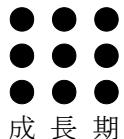
### ●自記圧力計の検査

昭和 53 年 10 月から、本協会は自記圧力計の検査を開始した。

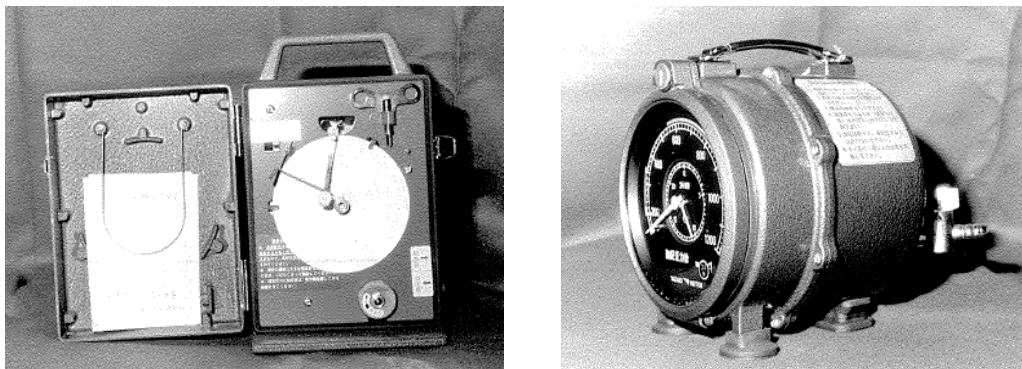
自記圧力計というのは、販売事業者が配管内部の気密検査を行う場合に必要となる器具で、圧力計と記録計を兼ね備えたものである。改正液石法によって、販売事業者は気密検査の結果を記録しておくことが義務づけられた。

保安総点検でも、調整器からガス栓までの間に水柱 550 ミリメートルの圧力をかけ、一定時間後も圧力が下がらなければ合格という気密試験では、原則としてこの自記圧力計を使用することとされた。また、調整器や燃焼器の圧力測定にもこの自記圧力計の使用が規定された。

このため、自記圧力計の需要が高まり、その検査がスタートしたのである。



昭和 53 年～昭和 62 年



### ● 対震自動ガス遮断器の検査

昭和 53 年前後には、東海地震への対策がとりざたされるようになった。こうした社会的な不安を重く見た政府も、昭和 54 年 8 月には、東海地区を地震防災対策強化地域に指定するなどした。

L P ガス業界でも、強い地震の揺れに反応して、自動的にガスが遮断される機器の開発が、多くのメーカーで一斉に進められた。このため、きちんとした性能の基準を設ける必要が生まれ、液石法においても第二種指定品目に指定され、並行して当該検査規程の策定が進められ、昭和 53 年 12 月 4 日、本協会は対震自動ガス遮断器の検査をスタートさせた。

この対震自動ガス遮断器は、当初、震度 5 上限値相当（150～250 ガル）でガスが遮断されることになっていた。ところが、もっと早い段階で作動してほしいとする使用者もあり、現在では従来型の高ガル用、震度 5 下限値相当（80～150 ガル）で作動する低ガル用の 2 種類となっている。

また、昭和 54 年 9 月には、「復帰安全確認装置」の検査にも着手した。これは、対震自動ガス遮断器が作動した後、下流配管等に漏れがないかを確認する装置である。

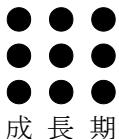
なお、この対震遮断機能は、現在では、マイコンメータにも組み込まれており、平成 8 年の法改正によって、設置が義務づけられている。

### ● ホースバンドの検査

昭和 55 年 6 月、本協会ではホースバンドの検査を開始した。

ホースバンドとは、ゴムホースを燃焼器やガス栓に繋ぐ際、抜けにくくするよう押さえる器具で、ねじで締めるものや、バネのように閉じるものがある。

このホースバンドの不良が原因で特に事故があったわけではないが、安全性の点から、自主検査が行われることになった。



昭和 53 年～昭和 62 年

なお、このホースバンドは、昭和 56 年 6 月 17 日に出された通産省の告示によつて、「ゴム管（その両端に迅速継手の付いたものを除く。）又は塩化ビニルホース（その両端にゴム継手の付いたものに限る。）を用いる場合は、接続部がホースバンドで締めつけられていること。」というように、使用が義務づけられた。

なお、昭和 60 年末に日本エルピーガス供給機器工業会（以下、「J L I A」という。）から、ホースバンドの検査手数料は製品価格の 3 割にものぼる状況であったため、検査方法の合理化をはかつてほしい旨の要請があり、昭和 61 年 4 月 1 日から、管理検査方式（製造事業者が第 2 検査を実施し、本協会はその検査書類をチェックする方式）を導入した。

### ●業界に影響を与えた事故

昭和 50 年代には、業界に大きな影響を与えたガス事故が 3 件起きていた。そのひとつが、昭和 55 年 8 月 16 日に、静岡駅前ビル地下街で発生したガス爆発事故である。死者 15 人、負傷者 223 人を出す大事故となつた。

この事故は、都市ガスが漏れて起きた事故であったが、地下街の保安ということで L P ガス業界にも対策が促され、同月の 29 日には通産省が、地下道での L P ガス充填容器の使用禁止と、地上から L P ガスを供給している場合は、ガス漏れ警報器の設置を求める通達を出した。

2 件目は、昭和 57 年 1 月 9 日に、神奈川県川崎市の小学校の床下で発見された L P ガス配管からのガス漏れである。幸いこのガス漏れは爆発事故には結びつかなかつたが、事態を重く見た通産省は、同月 18 日に埋設管の緊急点検及びガスマータ検針時の流量チェックを指示した。

その結果、埼玉県新座市の中学校や、青森県青森市の中学校など、全国の 995 戸ものガス漏れが発見され、埋設管の腐食がにわかにクローズアップされたのである。

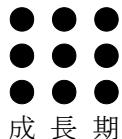
この結果を受け、同年 10 月には、液石法省令が改正され、埋設管にはポリエチレン管など耐食性に優れた管が使用されるようになった。

3 件目は、業界最大の事故となつたつま恋事故である。（後述）

### ●迅速継手と迅速継手付塩化ビニルホース

昭和 56 年 10 月には、迅速継手の検査が開始された。

迅速継手は以前からあったものだが、新たに基準を作つて自主検査をスタートさせることになった。この基準は、本協会、日本ガス石油機器工業会、日本



昭和 53 年～昭和 62 年

ガス機器検査協会の三者で作られた。

また、昭和 57 年 1 月からは、迅速継手付塩化ビニルホース及び迅速継手付ゴム管の検査も始まったが、迅速継手と同時期にならなかったのは、基準の問題で、塩ビホースとゴム管は、高圧ガス保安協会で基準が作られているためであった。

迅速継手付塩化ビニルホース及び低圧ゴム管は平成 15 年から検査実績が無くなり、平成 29 年 4 月の告示改正により硬質管等の規格から削除されたことに伴い、「液化石油ガス用屋内両端迅速継手付低圧ゴム管・塩化ビニルホース検査規程（LIA-381）」を廃止した。

### ● 第 2 次臨調の答申

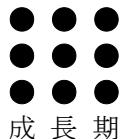
昭和 58 年 3 月 14 日には、当時、注目を集めていた第 2 次臨調の最終答申が発表された。この答申には、検査・検定制度についても言及されており、このち大きな意味を持ってくるので、ここで紹介しておこう。

「製品等の安全、品質保証の責任は、本来、製造者にあり、維持管理の責任は使用者にある。一方、検査・検定業務は、技術的・定型的な処理にじみやすい面が多く、民間能力を活用する余地が比較的大きい分野といえるので、一定の安全、品質水準を確保できる限度において、極力、民間の指定検査機関等の検査あるいは事業者等の自主検査に委ねるものとし、行政機関等は当該検査に係わる制度や基準の決定、指定検査機関に対する指導監督に重点を指向する。」とし、さらには、「公正な処理がなされる限り、行政機関が自ら検査を実施しているものについて、積極的に民間の指定検査機関等に委譲し、さらに条件が整い次第、自主検査、任意検査へと移行させる。」「事業者の自主的な安全・品質管理能力に見合った＜メリット制＞の導入を図るものとし、事業者の自主的安全の確保、品質管理努力等を有効に導き出す方策として、事業所認定制度、型式承認制度等の導入・拡大を図る。」と述べた。

### ● ガス放出防止器の検査

昭和 58 年 4 月からは、ガス放出防止器の検査が開始された。

ガス放出防止器とは、高圧側の地震対策機器であり、容器バルブ出口と調整器入口との間に設置するもので、張力式と過流式の 2 種類がある。張力式は、家屋につながれた防止器の鎖が容器転倒により引っ張られたときに作動してガ



昭和 53 年～昭和 62 年



スを止めるタイプであり、過流式はガス放出防止器の下流で多量のガス放出があったとき作動するものである。

この機器は、東海地震対策として、静岡県をはじめ、地震強化地域を中心に普及した。

近年、ガス放出防止型高圧ホースの普及に伴い、合格数は減少している。なお、高圧部の交換用角リングの互換性を検討していた J L I A は、平成 29 年 1 月に角リングの廃止を決定し、これによって 0 リングタイプへの一本化が図られた。

### ●つま恋事故の波紋

昭和 58 年 11 月 22 日、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」のレストラン内において、のちに「つま恋事故」といわれる L P ガス業界において史上最大の惨事が発生した。死者 14 人、重軽傷者 27 人にも及ぶ大事故であった。

原因はガス栓の閉め忘れと、元弁の誤った開放という極めて単純なミスであった。

この事故のあと、すぐに通産省事故調査委員会が結成され、本協会からも職員 1 名が委員として参加した。

この事故がきっかけで、安全器具の開発がいっきに促進された。昭和 56 年から製造・販売を開始していたヒューズガス栓を使っていれば、こうした事故は起きなかつたであろう。これで、安全アダプターの開発も急速に進み、ひいてはマイコンメータを開発するきっかけともなっていった。

つまり、保安対策は、これをきっかけに、「正しい使用方法を喚起する」ことから、「ガスが漏れない、漏らさない設備をつくる。」ことへ転換していったのである。

なお、昭和 59 年 7 月 3 日には、通産省はつま恋類似事故防止対策を狙った液石法施行規則省令改正を公布した（施行は 9 月 1 日）。

これは、業務用設備改善を主眼としたもので、料理飲食店へのヒューズガス栓使用が義務づけられたほか、保安連絡担当者の選任、キメ細かな周知方法などが徹底された。



昭和 53 年～昭和 62 年

### ● 安全アダプターの検査

昭和 59 年 7 月から、本協会は安全アダプターの検査をスタートさせた。

安全アダプターとは、ヒューズの機能を持ったアダプターで、ヒューズガス栓が出回る前に取り付けたガス栓へ取り付けるものである。このとき新しく開発された器具だが、ヒューズガス栓が普及した現在は、ほとんど出回っていない。ちなみに、ヒューズガス栓のヒューズは、電気のヒューズに由来するもので、都市ガス会社の方で命名されたものであった。

もちろんこの安全アダプターは、つま恋事故の影響で、急遽、開発されたものである。都市ガスではすでにつくられていたため、開発も早かった。このときは、安全アダプターは、業務用施設では設置が義務づけられた。

安全アダプターは、ガス栓の中へ埋めるものと、外側へ付けるものと 2 タイプがあり、作動と耐久性の検査が主に行われた。

しかしながら、ヒューズガス栓が普及したため、平成 13 年頃から検査実績が無くなり、平成 29 年 4 月の告示改正で「過流出安全機構を内蔵する接続具」が削除されたことに伴い検査規程を廃止した。

### ● ガス漏れ警報遮断装置の検査

昭和 60 年 7 月からは、ガス漏れ警報遮断装置の検査が開始された。

ガス漏れ警報遮断装置とは、ガス漏れ警報器が一定時間、鳴動し続けた場合、連動してガスの供給を止める装置である。

警報器連動遮断機能のみの普及型から、漏洩検知機能付き、遠隔弁開閉型、業務用等々、さまざまな用途に応じた機器が開発され、普及していった。

しかし、マイコンメータの登場により、その役目は取って代わられてきているが、マイコンメータの設置が困難な施設等に対する安全機器として、現在でも重要な役割を果たしている。

このガス漏れ警報遮断装置は、業務用は液石法によって設置が義務づけられている。ただし、マイコンメータが設置されている場合は、その限りではない。

### ● L P ガス消費者保安対策研究会

昭和 60 年 7 月 23 日、L P ガス消費者保安対策研究会の報告が公表された。

L P ガス消費者保安対策研究会は、同年 1 月に通産省の肝煎りで組織された産官学共同の研究会で、疋田強東大名誉教授を会長に、15 人の委員で構成されていた。新しい視点から保安対策を検討していくこうという会であり、消費者保安対策をはじめ、保安センター問題など、8 つの項目を中心に検討が進んでい



昭和 53 年～昭和 62 年

た。

この報告では、人の誤操作又は機器の故障の場合、安全な方向に作動するフェイルセーフ機構付機器の促進を訴え、また、集中監視システムの研究開発の必要性などとともに、L P ガス器具の登録型式承認制度の実施等を提言している。

登録型式承認制度の考え方そのものは、昭和 43 年の液石法からすでにあつたものである。型式承認はメーカーにとっては、むしろ負担が多いため適用がなされなかつたのだが、この制度の運用が全くないのはおかしいということで実施の提言がなされたのである。

こうした世論を受け、本協会でも昭和 63 年から、この登録型式承認制度のフォローアップ（品質管理体制の維持確認）を実施していくことになった。

### ● L P ガス安全器具普及懇談会

昭和 61 年 1 月 28 日には、L P ガス安全器具普及懇談会の初会合が行われている。これは、行政、業界、消費者からの 16 人で構成され、安全器具普及の具体的対応策を検討するという会で、官民あげた安全器具普及促進運動が実質的にスタートした。

L P ガス業界では、競合エネルギーである電力や都市ガスに対抗するためにも、年間 500 件程度発生している L P ガス事故の撲滅が問われていた。

この懇談会では、

①安全機器の選定

②法令による安全機器設置内容の見直し

などを検討事項として討議していくことになった。

さらに、同年 5 月 26 日、L P ガス安全器具普及懇談会の答申が発表された。

ここでは、「販売事業者の責任で全国レベルの安全器具普及運動の展開を図り、L P ガス事故を 5 年で 5 分の 1、10 年で 10 分の 1 に減らす。」という目標が掲げられた。また、具体的な方策として、

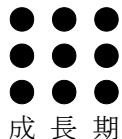
①既存施設は 5 年間ですべてをヒューズガス栓化

②マイコンメータなど自動遮断装置の設置を図る（業務用施設と集合施設は 5 年間で 100%、一般住宅は 5 年間で 50%、10 年間で 100% 達成）

などが示された。

### ●国際協力のひとつとして

昭和 61 年 9 月に、本協会からタイ王国に 2 名の職員を派遣し、わが国にお



昭和 53 年～昭和 62 年

ける L P ガスの保安に関する法律及び制度、検定制度、検査機関の役割、安全機器開発の現状、そしてタイ王国における保安確保のための提言を盛り込んだ講演を行った。

この 61 年の講演は、タイ王国の Technological Promotion Association から本協会に対して要請があったため実現したのである。

### ●マイコン II の登場

昭和 62 年には、安全器具の切り札としてマイコン II がいよいよ登場した。

マイコン II と総称される「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（II 型）」は、高圧ガス保安協会、メータメーカー、マイコン基板メーカーを中心に一般家庭向けとして開発が進められてきたものである。

これまでにも、マイコンメータといわれる製品はつくられていたが、各メーカー個々の仕様であり、機能もさまざまであった。ここにきてその名にふさわしい製品がつくられ始めたといえる。

マイコン II には、次のような機能が搭載された。

- ①異常なガス流量を検知したら遮断する（合計・増加流量遮断）
- ②異常な長時間使用を検知したら遮断する（継続使用時間遮断）
- ③微少流量を含むガス流量を 30 日間継続して検知したら警告表示する（微少漏洩表示）

昭和 62 年 7 月 1 日、マイコン II の検査申請の受付を開始した。6 社 10 型式が 8 月末に第 1 検査を終了し、9 月 3 日付けで合格証が発行された。

この合格を待つかのように翌 4 日、マイコン II の第 2 検査が開始され、9 月 7 日、全国に発売されたのである。

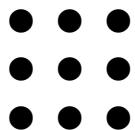
これと前後して、マイコン II を巡る動きがにわかに活発化し、8 月 31 日には、通産省は液石法施行規則関係基準の一部改正を行うとともに、同保安課長通達でマイコン II を設置した場合の漏洩試験方法を明示し、微少流量の警報表示の有無の確認を行えば従来の漏洩試験は行わなくてもよいことになった。

高圧ガス保安協会のトレセンでは、8 月 3 日、マイコン II 講座がスタートしていたし、また、9 月 1 日からは、日本エルピーガス連合会が安全機器普及促進大会の開催など全国展開を開始した。

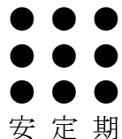
このようにマイコン II の普及は、官民の後押しを受けて加速度的に拡大していったのである。

# 新たなビジョンのもとに

(昭和 63 年～平成 30 年)



安定期



昭和 63 年～平成 30 年

### ● 登録型式承認制度の運用開始

昭和 63 年 3 月、本協会は登録型式承認制度のフォローアップを開始した。

登録型式承認制度は、昭和 58 年 3 月の臨時行政調査会第 5 次答申において、「第一種液化石油ガス器具等の検定については、登録型式承認制度の積極的活用を図る。」との指摘を受け、昭和 60 年 7 月の L P ガス消費者保安対策研究会、さらには昭和 61 年 5 月の高圧ガス及び火薬類保安審議会の提言を受け、昭和 63 年 3 月から運用が開始されたものである。

登録型式承認制度の運用は、前述のとおりメーカーの体制の問題もあり、高圧ホースにおいて 1 社のみから始まった。

本協会は、液石法に基づき申請された試験を行い、フォローアップ規程に基づいて、高圧ホース登録製造事業者に対して、フォローアップを実施した。

### ●マイコンメータの時代へ

L P ガスの事故は、昭和 54 年をピークに徐々に減ってはいたが、昭和 60 年頃から年間 500 件というあたりでほぼ頭打ちとなっていた。このため新しい安全器具の開発が叫ばれ、マイコン II を登場させていた。

マイコン II は、各消費者宅の L P ガスの使用状況をつねに監視して、ガス流量などに異常を発見した場合、自動的にガスを遮断したり、警報表示を行うガスマータのことである。

この異常を判断するのは、メータに搭載されたマイコンであるが、プログラムを開発するために、高圧ガス保安協会は 5000 世帯を超える消費世帯の実態調査を行っていた。

昭和 63 年 12 月には、電話回線を利用した集中監視システム対応型マイコン II が開発され、保安体制の整備が図られたが、これは同時に自動検針も可能にしたことから、販売事業者等の合理化にも貢献した。

ところが、このマイコン II は、一般的な消費家庭を対象にした調査データに基づいて異常判断プログラムを作成してあるため、業務用や大口消費者に対しては、使用することができなかった。

そこで開発されたのが、マイコン B、C、L であった。マイコン B は業務用、マイコン C は大口消費者及び緩加熱型貯湯式湯沸器使用世帯用、そしてマイコン L は大口消費者用である。これでほぼすべての消費者が、マイコンメータを取り付けることが可能になった。

また、このとき合計及び増加流量遮断と継続使用時間遮断の学習機能が登場した。この学習機能の搭載によりマイコンが消費者の 2 週間の消費形態を自ら



昭和 63 年～平成 30 年

学習し自動的に遮断レベルを選択できるようになったのである。

本協会は、平成 2 年 4 月に、マイコン B、C、L の検査を開始した。

こうしたマイコンメータの普及を受けて、本協会の検査品目のうち、マイコンメータの占める割合は、次第に増加していった。

### ●配管用フレキ管・継手の検査開始

平成元年 5 月には、配管用フレキ管・継手の検査を開始した。

配管用フレキ管とは、金属フレキシブルホースとは異なり、材質は銅合金ではなくステンレス製である。また、構造が金属フレキシブルホースがスパイラル型であるのに対し、こちらは蛇腹型となっており、主に屋内用として、各部屋に引き入れるときに使われる。値段はガス管（配管用炭素鋼钢管／SGP）よりも高いが、配管工事費用が安く済むため、コストとしては十分に折り合うものであった。



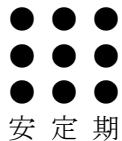
配管用フレキ管引張試験

### ●中央検査所 1 号館の改築

平成 3 年 3 月、中央検査所に、新しく 1 号館が完成した。これは平屋建てだった旧 1 号館を、鉄骨耐火構造 4 階建てに改築したものである。

同時に、2 号館の改修にも着手し、平成 4 年 10 月には、空調設備を A 重油・電気から L P ガスによる G H P に切り換えた。

新設された中央検査所には、自転車振興会（現：公益財団法人 J K A）の補助金交付の対象となったガス栓等性能試験装置をはじめ、S 型マイコンメータ用の上流漏洩監視警告及び調整器異常監視警告試験装置など、所要の検査機械



昭和 63 年～平成 30 年

器具が隨時設置され、年々、検査体制の整備拡充が図られていった。



### ●逆止弁付根元バルブの検査開始

平成 4 年 12 月には、逆止弁付根元バルブの検査を開始した。

逆止弁付根元バルブとは、集合装置の容器毎に逆流を防止する器具である。

この当時、複数の容器（ポンベ）を使うところではこの器具を取り付けるべきだということで、検査基準が作られたものであった。

### ●計量法改正への対応

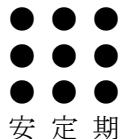
平成 5 年 11 月に、改正計量法が施行された。この改正は、S I 単位への統一や、計量器検定の簡素化等が盛り込まれたものであったが、本協会ではこの改正を新たな事業参入のチャンスととらえて、活動を行った。

・平成 3 年 12 月 12 日 通産省機械情報産業局計量行政室長に、ガスマータの計量検定に本協会が参加したい旨を要望。

・平成 5 年 6 月 本協会職員 1 名が、計量士の資格を取得。

以上活動のごく一部だが、結局、本協会では機関としての事業を開始するまでには至らなかった。

しかし、このように、本協会が新規事業へ積極的に参入しようという試みの先駆ともなった出来事であったため、ここに記したものである。



昭和 63 年～平成 30 年

### ●マイコン S の登場

平成に入り、マイコンメータ（Ⅱ、B、C、L）が普及し、ほとんどすべての消費者に設置することが可能になっていたが、販売事業者や消費者からは、ガスマータ上流側の漏洩監視及び検査機能の搭載、自損防止機能の搭載、口金寸法の統一、耐ノイズ性能の改善、震度器の内蔵など、さまざまな要望が寄せられていた。

また、平成 3 年 9 月の計量法の改正によって、これまで 7 年とされていた LP ガスマータの検査期間が  $2.5\text{m}^3/\text{h}$  以下については 10 年に延長されることになった。これに伴い、新しい S 型マイコンメータの開発が着手された。

マイコン S には、前述の要望を踏まえさまざまな工夫がなされていた。これまでの学習機能は、家庭の燃焼器具合計及び最大器具を 3 段階に識別し各遮断流量を自動選択していたが、マイコン S では、学習結果に基づく最大流量及び最大器具流量に一定係数を乗じた値を遮断流量とすることにより、無段階の遮断レベルが設定できるようになった。

さらに、圧力センサを内蔵し、メータ上流側の漏れ及び供給圧力の状態も認識することができ、また、震度器も内蔵し、震度 5 相当の地震を感じたときに自動的にガスを遮断させることができるようになった。

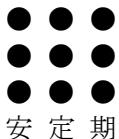
このマイコン S の開発によって、消費者側のさまざまなニーズが満たされたばかりか、販売事業者側にも大きなメリットをもたらした。そのひとつが、漏洩検査の省略であろう。

マイコン S では、配管低圧部全部の漏洩検査を省略することができるようになり、法令で定められている点検項目のうち工具を持っての点検はほとんどなくなり、目視点検だけで行えるようになったのである。この措置は、マイコン S 導入にかかる費用を代替する意味でも大きな効果があった。

こうして業界待望のマイコン S は、平成 4 年から開発が進み、平成 6 年 4 月 1 日には、本協会も検査を開始することができたのである。

なお、平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災以後、マイコン S は急速に増え、地震や災害の発生時に起こる二次災害の防止に大いに貢献している。





昭和 63 年～平成 30 年

### ● 管理型自主検査制度のスタート

平成 6 年 4 月から、従来行ってきた検査制度に加え、製造事業者の品質保証体制の推進及び検査制度の合理化を目的として、新たに管理型自主検査制度が導入された。

この制度の特徴は、検査制度の基本である製品品質の確認に加え、製造事業者の品質保証体制により一層の重点を置いたことである。この制度により、製造事業者は自社の生産計画に合わせた、より自主的な管理運営、検査手数料の軽減、型式の有効期限の延長などが可能となった。

この管理型自主検査制度は、製造事業者の選択によるものであるが、事前に、製造事業者の組織、製造工程、設備管理、クレーム処理、証票管理などの管理体制及び検査設備の保有が良好であるかどうかをチェックする工場審査を導入したものである。

また、運用後、定期的にフォローアップを行うことにより、製造事業者の管理体制の運営状況が適切かどうかの確認が行われる。

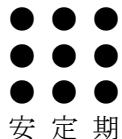
この管理型自主検査制度は、開始時は、自動切替式調整器、低圧ホース、燃焼器用ホース、逆止弁付根元バルブ、マイコンメータ、金属フレキシブルホースを対象としたが、その後、配管用フレキ管・継手、ガス漏れ警報遮断装置、高圧ホース、自記圧力計、単段減圧式調整器を追加し 10 品目となり、平成 9 年 10 月からは、ガス栓（国家検定品）を除くすべての品目が対象となった。

### ● 高性能機器検査のスタート

計量法の改正によってマイコンメータが 7 年から 10 年に有効期限が延長されたことに伴い、調整器（容量 10kg/h 以下）、高圧ホース及び低圧ホースも 10 年に対応するため、J L I A と協力して本協会は、平成 7 年 9 月、従来の検査基準に適合し、かつ耐久性を重要視した上乗せ基準を満たす「液化石油ガス用高性能供給機器検査規程（LIA-700）」を制定した。その後、調整器、高圧ホース、低圧ホースは通産省から保安確保機器 I 類として告示され、平成 9 年 4 月 1 日より施行された。

### ● 品質保証審査センターの設立

品質保証システム規格である ISO9000 シリーズは、EC 統合によってわかつに脚光を集めた。EC 内外での流通の自由化を図っていく上で、製品基準や安全基準を整備することと、企業の信頼性を測る物差しが必要となり、1976 年に ISO（国際標準化機構）に委員会（TC176）を設置し、1987 年初版の ISO9000 シリ



昭和 63 年～平成 30 年

ーズが発行され、急速に広まっていった。

ヨーロッパにこの ISO が普及すると、国際化を推進する日本の企業もこれを無視できなくなった。逆に、海外企業などが日本企業と取引や提携を行う際も、この ISO の取得を条件とするところも出てきたのである。

本協会では、この世界的な流れに着目し、新規事業として扱うことを決定した。

製品認証は従来の業務であり、今後も大きな柱となるであろうが、システム認証はそれを補佐する大きな柱となっていくとの見通しを持ったのである。

まず、平成 5 年 8 月 5 日に、品質保証審査センター設立準備室を設立した。ここで、日本品質システム審査登録認定協会（JAB、現：日本適合性認定協会）の審査登録機関となるための準備をスタートさせた。

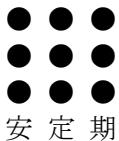
さらに審査員を養成し、公的な資格を取得させるべく平成 3 年から 4 年にかけて、IQA 認定主任審査員コースの履修を始め、その後、職員 5 名の主任審査員資格者ほか総計 13 名の審査員を擁するに至っている。この準備段階を経て、平成 7 年 4 月 1 日に品質保証審査センターを設立し、営業を開始した。

本協会が ISO 国際規格並びに日本工業規格等に基づき、供給者の品質システムを第三者機関として認証登録を実施するにあたっては、「ISO 国際規格ならびに J I S 等に基づき、すべての供給者に対して公平公正な審査登録を行うことにより、供給者の品質システムの向上及び健全な発展に寄与する。」ことを本協会の品質保証審査登録制度の基本方針とし、この基本方針に則った品質保証審査登録制度を通じて、国内外における供給者及び購入者の経済活動の円滑化ならびに供給者の品質保証体制の構築、改善に貢献することを目的とした。

その後、平成 9 年 2 月 17 日に JAB より認定を受け、正式に品質マネジメントシステム（QMS）の認証業務を開始した。



JAB 認定登録証授与式（於：本協会）



昭和 63 年～平成 30 年

### ● 液石法の改正（平成 8 年）

平成 8 年 3 月 31 日、改正液石法が公布され、平成 9 年 4 月 1 日より施行された。

今次の改正は、L P ガスによる事故の減少という事実を踏まえつつ、技術の進展、保安を担う者の実態、国際化の進展等液化石油ガス事業を取り巻く環境変化に対応すべく、「制度面の改革」として、

- ①販売事業の許可制から登録制への移行（保安規制の合理化・参入規制の排除）
  - ②認定保安機関制度の創設（保安と販売の分離）
  - ③インセンティブ規制の導入（保安への競争原理の導入）
  - ④流通合理化・近代化への対応（バルク供給、容器置場など）
- などが図られた。

また、「基準・規制内容の見直し」という点では、

- ①点検・調査の頻度
  - ②業務主任者の選任基準
  - ③容器置場基準
- などについて緩和措置が講じられる一方、
- ④安全器具の設置義務づけ
  - ⑤地震対策の義務づけ
  - ⑥取引条件の明確化（公布書面の内容充実、消費者への情報開示の充実）
- といった規制強化も図られた。

さらに、平成 8 年 5 月 1 日の政令改正によって、調整器及び高圧ホースの 2 品目が、第一種液化石油ガス器具から、第二種液化石油ガス器具に移行した。

これにより、この 2 品目は国家検定からはずれて自己認証又は自主検査品目となり、第一種液化石油ガス器具はガス栓のみとなった。

「技術上の基準」としては、国際単位に統一されるとともに、用語では「閉止弁」は「ガス栓」に改正された。

### ● ガス放出防止型高圧ホースの検査開始

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、L P ガス業界においては、容器転倒等によるガス漏れを防ぐため、高圧部の安全機器として「ガス放出防止器」以外にも同様のガス放出防止機構を内蔵した高圧ホースの必要性が高まっていたが、翌平成 8 年には、各ホースメーカーが「ガス放出防止型高圧ホース」を開発した。



昭和 63 年～平成 30 年

当該ホースに係る検査については、当初、高圧ホース部については「高圧ホース検査規程（LIA-400）」、付加機能のガス放出防止機構部については高圧ガス保安協会（以下、「KHK」という。）及び LP ガス器具等技術審査委員会にて技術審査を受けた技術基準に基づいて実施していた。また、第 2 検査については、平成 8 年 9 月に発行された運用文書に基づき実施していた。

しかしながら、その後、自主基準化の要望が高まって KHKにおいて基準が策定されることとなり、平成 10 年 5 月に高圧ガス保安協会基準（以下、「KHK 基準」という。）の「液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（S0736）」が改正され、ガス放出防止機構部分の性能基準が追加された。これを受け本協会では、「ガス放出防止型高圧ホース検査規程（LIA-401）」を平成 10 年 5 月に新たに制定し、本規程に基づいて検査を開始した。



### ●環境管理審査センターの設立

平成 8 年 6 月、日本品質システム審査登録認定協会（JAB）は、「日本適合性認定協会」へと名称を変更し、同年 12 月、環境マネジメントシステム（ISO14001）審査登録機関・認証機関、試験所等の認定登録（環境管理システム審査登録制度）を開始させた。

それに伴い、本協会は、平成 9 年 4 月、品質保証審査センターに続き環境管理審査センターを開設し、ISO14001 の認定に向け準備を開始した。

ISO14001 は、昭和 50 年代半ばから地球環境の悪化が世界的に深刻な問題となり始めてきたことに伴い、平成 4 年の環境開発会議（地球サミット）がきっかけとなり開発された。当時、消費者が環境問題に対し、敏感に反応し始めた時代であり、環境問題に対して企業も積極的にかかわることが徐々に必要となっていた。

システムの構築や審査員育成に時間を要したが、ようやく平成 12 年 12 月 5 日に JAB より認定を受けることができ、正式に環境マネジメントシステム（EMS）の認証業務をスタートさせた。

ISO14001 の認証取得は、環境負荷の少ないビジネスを行っていることをアピールできることもあり、認証取得を希望する企業は多かった。

なお、平成 16 年 7 月、品質保証審査センターと環境管理審査センターを「ISO 審査センター」に統合し、業務効率化を図ると共に、ISO9001 と ISO14001 など



昭和 63 年～平成 30 年

複数のマネジメントシステムを統合して運用する企業へ円滑に対応できるよう運用体制を刷新した。

### ●配管用フレキ管接続ガス栓の検査開始

J L I A より配管用フレキ管接続ガス栓の性能基準化の要望を受け、平成 10 年 6 月、「配管用フレキ管接続ガス栓性能確認基準」を制定し、検査を開始した。

### ●簡易ガス事業用液化石油ガス感震自動ガス遮断装置の検査開始

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を受け、同年 4 月に通産省に設置された「ガス地震対策検討会」の報告書により感震自動ガス遮断装置の設置促進が示された。これを受け、従来より感震自動ガス遮断装置の開発等に携わっていた日本簡易ガス協会（現：日本コミュニティーガス協会）は「簡易ガス事業地震防災対策マニュアル」及び「簡易ガス事業用感震自動ガス遮断装置の技術基準」を策定した。

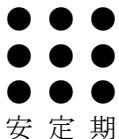
本協会は、これに伴い、「簡易ガス事業用液化石油ガス感震自動ガス遮断装置検査規程（LIA-620）」を平成 10 年 2 月に制定し、検査を開始した。

### ●電気式ダイヤフラム式圧力計の検査開始

電気式ダイヤフラム式圧力計は、液石法省令補完基準の平成 9 年 9 月 30 日改正により、液石法施行規則第 18 条及び第 44 条関係の気密試験及び漏えい試験に用いられる圧力測定器具としての使用が認められた。これを受け業界から、昭和 53 年から実施していた「自記圧力計」と同様に検査対象とすべきとの要望が出された。このため本協会は、K H K 、業界と協議を行い、平成 10 年 12 月、K H K 技術基準の改正を経て、「液化石油ガス用自記圧力計検査規程（LIA-330）」に“電気式ダイヤフラム式圧力計”の技術基準を追加し、平成 11 年 1 月から検査を開始した。

### ●端末伝送装置の検査開始

従来の集中監視システムにおける伝送装置（N C U）は、各社で互換性がなく、共通仕様がないことから、集中監視システムの普及に当たり、効率化、発展性、合理化の促進及び利便性の向上等の阻害要因になっていた。このため、K H K は N C U 業界とともに既存の集中監視システムにも接続でき、伝送情報の増大に対応した、発展性及び互換性に優れる共通型伝送装置の開発に取り組



昭和 63 年～平成 30 年

み、平成 9 年 9 月に「共通型伝送装置の標準仕様書」を制定した。しかしながら、その後解釈の相違などの問題などから本協会は、平成 10 年より N C U 15 社とともに認証制度及び端末 N C U の検査について協議を重ね、平成 11 年 2 月に「端末伝送装置検査制度 (LIA-160)」及び「端末伝送装置検査規程 (LIA-900)」を制定し、検査を開始した。

しかしながら、通信技術の進歩とともに制定した技術基準が現在の通信インフラに対応しなくなってきたことを受け、平成 29 年 4 月、当該検査制度及び当該検査規程を廃止した。

### ●国家検定から第三者機関による検査・認証へ

通産省では、基準・認証制度に基づく規制について、役割分担を見直し、指定検定機関のような公益法人に限らず、民間の能力を活用した制度を構築して、規制を合理化しつつ消費者の安全等の維持・向上を図ることを目的として、平成 11 年 8 月に「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」を制定した。この法律の制定により、平成 12 年 10 月に液石法においても、液化石油ガス用ガス栓は特定液化石油ガス器具等として品目指定され、また、調整器、高圧ホース、低圧ホース及び対震遮断器が液化石油ガス器具等の品目指定を受け、第三者機関による検査・認証へと移行した。

この法改正に伴い、本協会は平成 12 年 10 月 1 日から“認定検査機関”として液化石油ガス用ガス栓の適合性検査業務を開始したが、みなし期間を経て、平成 13 年 3 月 2 日に認定された。

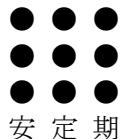
その後、平成 15 年 6 月の法改正により“みなし登録検査機関”となり、更新審査を受け平成 19 年 2 月 9 日付けで“登録検査機関”となった。

### ●バルク用ガス放出防止機構付調整器の検査開始

平成 11 年 12 月の告示改正で、バルク貯槽又はバルク容器に取り付けられるガス放出防止器の基準が改正され、ガス放出防止機構付調整器が開発された。これを受け、本協会は平成 13 年 5 月に「バルク用ガス放出防止機構付調整器検査規程 (LIA-506)」を制定し、検査を開始した。

### ●管理型検査制度の改正

制定から 7 年が経過した管理型自主検査制度について、管理型検査制度へと名称を変更し、規制合理化、自己責任等の社会的状況の変化、IS09000 認証取得の普及などに適切に対応した制度とするため、フォローアップ等の見直しを



昭和 63 年～平成 30 年

行い、平成 14 年 4 月、従来の工場審査や製品検査の有効期限 3 年に加え、これまで暫定的に運用されていた ISO9000's 認証取得事業者の有効期限を 5 年とする特例措置を設けた。

### ●高圧ホースの液封防止型チェック弁の規定化

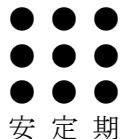
自動切替式調整器の片側に複数本の容器をチェック弁付きの連結用ホースで接続し供給する形態が増加し、その際、容器間では液移動が生じることが確認されたため、片側容器に蓄積された L P ガスが安全弁から放出される危険性のあることが問題視された。この事態を重く受け、メーカーではチェック弁の改良を進め、一旦移動した L P ガスの戻り現象をチェック弁が阻害することなく、また、従来のチェック弁の機能を併せ持つ構造の液封防止型チェック弁が開発された。この開発に伴い、平成 15 年 2 月に「高圧ホース検査規程 (LIA-400)」に液封防止型チェック弁に係る性能基準を追加した。

### ●バルク用超音波液面計の検査開始

バルク供給は、従来、工場など、 L P ガスを大量に消費する事業者向けの供給方式として用いられてきたが、平成 9 年の法改正により、一般家庭を含む小口の消費者に対する供給手段としても利用できるようになった（民生用バルク供給）。これを受け、日本エルピーガス連合会（現：全国 L P ガス協会）は、バルク供給事業の円滑な導入を図るために取り組みを開始し、本協会は、日本エルピーガス連合会から平成 11 年度に「超音波液面計の開発」及び「バルク容器用非破壊検査機器の開発」に係る事業を受託した。また、本協会は平成 12 年度には性能規定化に伴う自主基準策定に係る基礎データの集積と解析を目的とした超音波液面計試作品のベンチテスト及びフィールドテストを実施した。

バルク供給設備にはこれまで主としてフロート式液面計が用いられてきたが、可動部・耐圧部がなく、液化石油ガスに触れる部分がないなどの特徴を持つ「超音波液面計」への要望が高まり、平成 15 年 3 月にバルク告示及び K H K 基準が改正されて超音波液面計の使用に係る法規制が整備された。

この改正に伴い、本協会では、平成 15 年 6 月、バルク告示第 4 条（液面計の設置等）に規定される基準及び同条第八号において引用されている高压ガス保安協会の「液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (S0739)」を満足し、かつ、電子部品等に対する基準は S 型保安ガスマータと同等の保安レベルとした「バルク用超音波液面計検査規程 (LIA-910)」を制定し、検査を開始した。



昭和 63 年～平成 30 年

### ● ASNITE-Product 認定

平成 16 年 3 月に施行された「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律」に基づき、液石法における検査機関の登録基準の一つとして、ISO/IEC Guide65（現 ISO/IEC17065）が採用されることとなった。このため本協会は ISO/IEC Guide65 に沿ったシステムを次回国内登録検査機関の継続申請（平成 19 年 2 月）までに構築することが必要となつた。

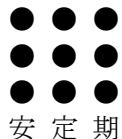
また、本協会は平成 17 年度に開始される JIS マーク表示制度に係る工業標準化法に基づく国内登録認証機関の登録申請においても、当該登録基準は ISO/IEC Guide65 であったことから、液石法に係るシステム構築とともに新 JIS 認証のシステム構築を進めた。

システム構築過程で、本協会は、認証システム及び技術基盤の強化を図るべく、独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定センター（IAJapan）が運営する「ASNITE-Product」の認定を取得することとした。

「ASNITE-Product」は、製品安全 4 法における規制対象製品の基準適合性を評価・認証する機関の認定を目的として作られた、ISO/IEC Guide65 及び ISO/IEC17025 の国際規格に基づく認定制度であり、製品安全 4 法における特別特定製品（本会が適合性検査を実施している液化石油ガス用ガス栓を含む。）を認定範囲としており、認定の区分・基準についても液石法の登録検査機関と同等の内容となっている。

本協会は、平成 17 年 2 月に申請を行ったところ、3 月 10 日及び 11 日の 2 日間にかけて中央検査所において現地審査が行われ、平成 17 年 6 月 1 日、ASNITE-Product 認定を取得した。





昭和 63 年～平成 30 年

### ● 海外協力

平成 15 年から平成 16 年にかけては、海外の公的機関からの協力要請により、検査制度や法規制等の情報交換など情報交流が目立った。

平成 15 年は、韓国ガス安全公社が来訪し、検査制度等の情報交換を行い、また、香港特別行政区政府・機電工程署から 3 名の研修生を受け入れ、供給・消費機器全般の検査に関する研修を行った。

平成 16 年は、台湾内政部消防署が来訪し、検査制度等の情報交換を行い、また、同署から要請を受け、台湾に職員を派遣し、法規制、供給設備の検査基準等について L P ガス関係者を対象として講演を行った。

### ● JIS 登録認証機関の登録と JIS 認証の開始

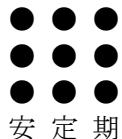
JIS マーク表示制度を含む検査・検定等の事業については、平成 14 年 3 月、官民の役割分担及び規制改革の観点から、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする方針が閣議決定され、これを踏まえて工業標準化法が改正（平成 16 年 6 月 9 日公布、平成 17 年 10 月 1 日施行）され、JIS マーク表示制度は国による認定制度から民間の第三者機関（登録認証機関）による認証に変更された。

本協会はこの新しい JIS マーク表示制度の認証機関の登録を目指し、前述の ASNITE-Product 認定取得と並行して登録の基準である ISO/IEC Guide65 及び ISO/IEC17025 に合致したシステム構築に取り組んだ。

平成 18 年 3 月に JIS S2120  
(ガス栓)、JIS S2135 (ガス  
機器用迅速継手)、JIS S2190  
(ガス用ゴム管バンド) の 3  
規格を申請範囲とした登録  
申請を行い、同年 9 月に審査  
を受け、同年 12 月 5 日付け  
で JIS 登録認証機関として登  
録された。

平成 26 年 4 月には JIS  
S2146 (ガスコード) も追加  
し、認証業務の範囲は 4 規格  
に至っている。





昭和 63 年～平成 30 年

### ●マイコン E 及びマイコン E B の検査開始

ガスマータの流量方式は従来、膜式によるものであったが、KHKにより超音波センサを利用して流量を計測する方式のガスマータ（電子式マイコンメータ）が開発され、流量計測時間、部品点数の削減及びマイコンメータの小型化が可能となった。

平成 17 年 3 月、KHKが技術基準を制定したことを受け、本協会では「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型)検査規程(LIA-870)」及び「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(EB型)検査規程(LIA-880)」を平成 17 年 4 月に制定し、検査を開始した。

### ●クイックカップリング接続の追加（高圧ホース及び調整器）

質量販売においては、消費者が誤って容器バルブを開いて発生した事故等が多く、減る傾向が見られなかったことから、こうした事故を防ぐため、KHKではクイックカップリング接続を開発したところ、平成 17 年 1 月 31 日に液石法器具省令が改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）され、高圧ホース及び調整器の技術基準にクイックカップリング接続が追加された。

この改正に伴い、本協会では「高圧ホース検査規程(LIA-400)」及び「調整器検査規程(LIA-500)」を改正し、平成 17 年 4 月 1 日よりクイックカップリング接続の検査を開始した。

### ●創立 40 周年記念事業

平成 20 年 3 月 31 日に創立 40 周年を迎えるに当たり、平成 19 年 11 月 21 日(水)に新橋の第一ホテル東京において創立 40 周年記念事業を開催した。

1. 創立 40 周年記念式典（午後 4 時～4 時半）
  - (1) 出捐 4 団体に感謝状及び記念品の贈呈
  - (2) 理事、監事、評議員及び名誉顧問に感謝状及び記念品の贈呈
  - (3) 職員代表に永年勤続表彰状及び記念品の授与
2. 祝賀会（午後 5 時～6 時半、参加人数：400 名程度）
3. 職員記念式典（午後 7 時～8 時半）

### ●ガス栓の耐放水性能に関する基準の追加

平成 19 年 12 月に J L I A から可とう管ガス栓の防水調査を請け負った。浴室にある可とう管ガス栓の腐食事故を受け、各社可とう管ガス栓の防水性の実態を調査した。



昭和 63 年～平成 30 年

この調査結果を基に、後に J L I A 基準に耐放水性能に関する基準が追加され、平成 22 年 9 月に本協会の「ガス栓検査規程 (LIA-220)」にも付加機能検査として基準を追加し、検査を開始した。

### ●一般財団法人への移行

平成 20 年 12 月の公益法人制度改革関連三法（平成 19 年 6 月公布）の施行を受け、本協会は、「一般財団法人」への移行に向けて動き始めた。

平成 22 年 4 月に直嶋正行経済産業大臣に対し最初の評議員の選任方法について認可申請を行い、平成 22 年 4 月 22 日に認可され、平成 23 年 10 月には野田佳彦内閣総理大臣に対し一般財団法人移行認可申請を行い、平成 24 年 3 月 23 日に移行が認可された。同年 4 月 1 日には登記が完了し、本協会は「一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会」として再出発した。

この一般財団法人への移行作業とともに、新たな会計基準の適用も進められた。本協会は、平成 20 年会計基準について平成 22 年度から導入している。

### ●ガス安全啓発事業共同推進検討会の設置、交流フェスタへの参加

平成 21 年同年 9 月、民主党政権が発足し、「行政事業レビュー」を閣議決定した。各府省に設置された予算監視・効率化チームが、各府省における予算の執行状況について、外部の視点を入れて自己点検し、公開の場で検証するというものである。

この閣議決定に伴い、経済産業省日用品室から、本協会及び日本ガス機器検査協会 (J I A) は「ガスに係る安全啓発事業」に関して共同で実施するなどの合理化を求められたため、J I Aとの間で「ガス安全啓発事業共同推進検討会」を設置して検討を行い、毎年 10 月に東京都消費者月間実行委員会が主催している「くらしふェスタ東京」の「交流フェスタ」と呼ばれるイベントに平成 22 年から共同出展することとなった。

### ●東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 46 分、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はマグニチュード 9.0 で、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震であった。

中央検査所では、この時内部監査の真最中であった。尋常ではない揺れの大きさと長さを感じ、全員駐車場に避難した。周りの電線は大きく波を打ち、電柱も今にも折れそうに横に振れていた。揺れの長さとしては 2 分から 3 分程度



昭和 63 年～平成 30 年

あつたであろう。神奈川県綾瀬市では震度 5 弱を示した。その後も余震が頻繁に続いた。

この近年稀に見る地震ではあったが、中央検査所では、恒温水槽の水が飛び出した程度で大きな影響はなかった。その翌週の 14 日（月）には通常どおり業務が開始されたが、14 日から 28 日かけて東京電力管内で実施された計画停電によって業務が影響を受けることとなった。

東京新橋の本部でも震度 5 弱を記録した。東京近郊の交通機関はすべて不通となり、一部の職員は帰宅困難となり、本部で夜を過ごした。本部の建物（共栄火災ビル）自体は特に影響はなく、本部も 14 日から通常営業をしている。

この震災に伴い、福島、茨城の地域に立地する L P ガス機器製造工場やゴム材料メーカーは大きな被害に遭った。また、ゴム材料メーカーが被災したことにより、ゴム材料を使用する L P ガス機器製造事業者にも大きな影響が及んだ。

特に、調整器に使用されるダイヤフラムや高圧ホースが入手困難となり、調整器製造事業者やホース製造事業者は急遽購入先を変更しなければならない事態が生じた。

購入先の変更を伴えば、本協会の製品評価の手続きが必要であり、評価期間も 1 ヶ月以上を有することになる。その間、出荷が途絶え、空白期間を招くこととなってしまう。このため、経済産業省、 J L I A 及び製造事業者から本協会に緊急措置を講じるようにとの要望が出された。

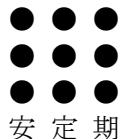
本協会ではこの要望を受け、緊急措置として検査期間の短縮に係る運用文書を発行し、対応した。

### ●認証マークの印刷等に係る管理規則 (LIA-121) の制定

超音波センサによる計測を利用したマイコンメータ（「超音波式ガスマータ」）は、メータの小型化をもたらし、平成 18 年から市場に出始め毎年少しづつ出荷数を伸ばしていた。

また、これまでより一層の小型化を進めるべく、製造事業者は、筐体の形状変更など試行錯誤を重ねていた。

そのような中、 L I A の合格証票に関して、計量法に係わる基準適合証印や製品の情報（型式名、 QR コード等）も 1 枚のラベルに表示できるよう、ラベルの統合化に関する要望が高まっていったが、これにはマイコンメータの小型化に伴い、ラベルを貼付するスペースの確保が課題となっていたことが背景にある。



昭和 63 年～平成 30 年

った。本協会ではこの要望を受け、検討に入った。

ラベルを統合する場合、印字は製造時に事業者側で実施するため、証票の適正表示を確保するための印刷の条件、管理方法、本協会への申請・報告などを詳細にまとめた「認証マークの印刷等に係る管理規則（LIA-121）」を J L I Aとの調整を経て、平成 25 年 10 月に制定し、運用を開始した。

制定当初、この規則の適用範囲は、管理型検査制度を適用している製造事業者であって、品目は「マイコンメータ」及び「漏えい検知装置（漏えい検知部）」であったが、平成 27 年 11 月には「調整器」が追加された。



### ● F B I A

平成 26 年から平成 27 年の前期にかけて、I S O 審査センターでは、これまで蓄積してきた認定・認証制度の知見や審査登録業務の運営の知見を活用し、一般社団法人ファインバブル産業会（以下、F B I A という。）の製品登録証制度の設立をサポートした。同制度の設立後は、申請に基づく個別審査の品質管理について F B I A から審査の業務を受託し、実施している。

### ●創立 50 周年記念事業

平成 30 年 3 月 31 日に創立 50 周年を迎える、平成 30 年 11 月 15 日（木）に新橋の第一ホテル東京において創立 50 周年記念事業を開催した。

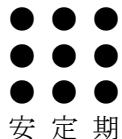
おおむね 10 年毎に開催してきた周年記念事業だが、50 周年という節目を迎えることができたことに感謝の意を表すべく、記念式典には関連団体、本協会役員、評議員に加え、製造事業者の代表者も招待し、過去最大規模での開催となった。

また、記念祝賀会においては、約 400 人が参加され、関係各位の日頃のご協力に感謝するとともに、更なる交流を深めることができ、有意義な会となった。

立原理事長は、終始、来賓への感謝を惜しまなかった。

#### 1. 創立 50 周年記念式典（午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分）

- (1) 理事長挨拶（立原孝夫）
- (2) 感謝状及び記念品の贈呈
  - 1) 関連 4 団体



昭和 63 年～平成 30 年

- ・一般社団法人全国 L P ガス協会（出捐団体）
  - ・一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会（出捐団体）
  - ・日本 L P ガス協会（出捐団体）
  - ・日本ガスマーター工業会（関連団体）
- 2) 役員（非常勤理事 9 名、監事 2 名）
- 3) 評議員（14 名）
- 4) 製造事業者代表者(49 名)
2. 祝賀会（午後 5 時～6 時半）
- ・本協会の歴史及び業務内容を映像紹介
  - ・記念祝賀会を開催（参加人数：約 400 名）
  - ・余興（ジャズカルテット生演奏 約 20 分間）
3. 職員記念式典（午後 7 時～8 時半）
- ・理事長及び常勤理事 3 名に感謝状及び記念品を贈呈
  - ・職員 20 名（勤続 10 年以上の正職員 19 名、雇員 1 名）に永年勤続表彰状及び記念品の授与
  - ・その他の職員 9 名に記念品の授与
  - ・職員代表による挨拶（森澤山梨支所長）



# 年 表

昭和42年 (1967) 12月28日 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という）公布
昭和43年 (1968) 2月12日 全協連（社団法人日本エルピーガス連合会の前身）理事会は、エルピーガス機器検査協会の設立準備、エルピーガス保安共済事業団の発足（3月1日）を決定 3月 1日 液石法施行。業界、新局面を迎える 3月15日 検査協会の財団設立発起人大会を赤坂プリンスホテルで開催。理事長に岩谷産業の社長で全協連の会長でもあった岩谷直治、専務理事に井上雅義を選任 3月25日 檢定財団設立について全協連理事会は、全協連の検査業務とこれに従事する職員を含め財団に譲渡することを決議 3月27日 通商産業省、液石法による「液化石油ガス器具等に関する政省令」公布、施行 3月30日 財団法人日本エルピーガス機器検査協会設立認可 4月 1日 調整器の検定認可 6月15日 中央検査所の建築確認許可 6月25日 業務規程、検査規程認可 6月26日 中央検査所の上棟式 8月 9日 液石法の第一種ガス器具検定の対象品目に液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（高圧ホース）、瞬間湯沸器、簡易こんろの3品目政令指定に決定。8月15日施行 8月12日 中央検査所完成 8月21日 財団法人日本エルピーガス機器検査協会の設立登記 9月30日 高圧ガス製造の許可 10月23日 公害の防止関係設備の届出受理 10月24日 高圧ホースの検定認可 12月 1日 法に基づく調整器の第1検定（予備検査）を開始
昭和44年 (1969) 4月13日 調整器（単段調整器）の国家検定開始。初回13器種が合格 4月30日 国家検定の証票を貼られた第1号の調整器が誕生 6月 1日 液石法に基づく国家検定の新型調整器、大手メーカーを中心に一斉販売 9月30日 高圧ホースの国家検定を開始（初回15器種が合格） 10月 1日 液石法に基づく機器の国家検定制度第一弾である調整器の検定合格品生産販売体制スタート 10月21日 国家検定に合格した高圧ホース8社27器種が一斉販売
昭和45年 (1970) 1月 山梨支所開設 8月 大阪支所開設 8月 ガス栓の技術基準を制定し、国家検定（国検）の検査方法による自主検査を開始 10月 9日 ガス栓の合格証1~13号を発行
昭和46年 (1971) 3月 名古屋支所開設 3月21日 日本エルピーガス機器工業会（後の一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会）（以下「工業会」という）は液石法改正省令の新基準に基づいて、LPガス用ガス栓の新旧切替えを開始。これまで16社57器種についてのみ行っていた国検のみ自主検査を、全面的に本協会に委嘱

# 年 表

4月 1日	寄附行為の変更（本部事務所所在地の変更）許可
4月	本部事務所を千代田区平河町より港区西新橋へ移転
昭和 47 年 (1972)	
10月 6日	本協会技術委員会において、自動切替式調整器、二段減圧式調整器等の検査規定が成案
12月	工業会の方針に応えたかたちで、検査内容の充実を図るべく、寸法、安全装置の作動、閉塞圧力、性能（調整圧力、容量）の項目を第2検定に追加。品質確認検査として調整器と高圧ホースについて実施（ガス栓は 52 年から） メーター法制化に関する液石法改正省令公布。施行は 48 年 2 月 1 日、経過措置期間は 50 年 3 月 31 日
昭和 48 年 (1973)	
1月 19日	工業会臨時総会、自動切替式調整器の自主検査実施を正式決定
2月 12日	工業会が、調整器の 3 年ごとの交換及びガス栓の国家検定、自動切替式調整器の集団供給設備への設置義務づけ等を通産省に要望
5月	中央検査所用地 500 坪を購入
7月	自動切替式調整器の検査規程認可
7月	自動切替式調整器の第 2 検査開始（初回 6 器種）
昭和 49 年 (1974)	
4月	本協会にて警報器の検査開始、以降約 3 年間実施
昭和 50 年 (1975)	
1月	二段減圧式調整器の第 2 検査開始
3月	日本小型自動車振興会より補助金を受け、加振装置、金属分光分析装置、耐寒試験装置を中央検査所新館に設置
3月 11日	ガス栓が国家検定の指定品目となる
4月	中央検査所 2 号館第 1 期工事終了
5月 21日	中央検査所新館第 1 期工事竣工式
5月 30日	ガス栓の検定を開始
7月 4日	ガス栓に係る業務規程の変更認可、国家検定を開始
12月	屋外用低圧ホースの第 2 検査開始
昭和 52 年 (1977)	
3月 1日	金属フレキシブルホースの第 2 検査開始
11月	塩化ビニルホースの第 2 検査開始
昭和 53 年 (1978)	
7月 3日	改正液石法公布
4月	屋外用低圧ゴムホースの第 2 検査開始
10月	自記圧力計の第 2 検査開始
11月 8日	中央検査所新館等第 2 期拡充計画着工（地鎮祭）
12月 4日	対震自動ガス遮断器の検査を開始
昭和 54 年 (1979)	
1月 10日	通産省、LP ガス機器の政令指定に 12 品目を追加

# 年 表

3月	対震自動ガス遮断器の第2検査開始
3月27日	低圧ホース第二種品目に指定 対震自動ガス遮断器第二種品目に指定
5月	中央検査所2号館第2期工事終了
5月21日	創立10周年記念行事
9月	復帰安全確認装置の第2検査開始
昭和55年 (1980)	5月27日 専務理事交替（井上雅義→富田和衛） 6月 ホースバンドの第2検査開始 6月30日 理事長交替（岩谷直治→内田太郎）
昭和56年 (1981)	10月 迅速継手の第2検査開始
昭和57年 (1982)	1月 迅速継手付塩化ビニルホースの第2検査開始 7月 迅速継手付ゴム管の第2検査開始
昭和58年 (1983)	4月 ガス放出防止器の第2検査開始
昭和59年 (1984)	7月 安全アダプターの第2検査開始 7月3日 通産省、「つま恋」類似事故防止対策のため液石法施行規則省令改正を公布（施行は9月1日） 12月 ホースエンド接続具の第2検査開始
昭和60年 (1985)	1月23日 寄附行為の変更（本部事務所所在地の変更）許可 4月1日 理事長交替（内田太郎→木藤将） 本部事務所を港区西新橋より港区赤坂へ移転 7月 ガス漏れ警報遮断装置の第2検査開始
昭和61年 (1986)	9月 本協会からタイ王国に2名の職員を派遣
昭和62年 (1987)	3月20日 通産省立地公害局より、関係手数料令の改正について通達 5月22日 工業会からマイコンIIの遮断部について自主検査を委嘱される 7月1日 マイコンIIの検査申請の受付開始。6社10型式については、8月末に第1検査を終了し、9月3日付で合格証を発行 8月31日 通産省、立地公害局長通達で液石法施行規則関係基準の一部改正を行うとともに、同保安課長通達でマイコンIIを設置した場合の漏洩試験の方法を明示 9月4日 マイコンIIの第2検査開始 9月7日 マイコンII全国一斉発売

# 年 表

昭和 63 年 (1988) 3月 登録型式承認制度の運用開始 7月 6日 専務理事に渡邊卓就任 12月 14日 共通型マイコンⅡ、出荷開始 12月 新たに集中監視対応型のマイコンⅡの検査をスタート
平成 2 年 (1990) 4月 マイコン B、C、L の第 2 検査開始 5月 マイコン B、C、L が市場に出荷開始 6月 30 日 理事長交替 (木藤将→山田實)
平成 3 年 (1991) 3月 中央検査所 1 号館改築工事終了 10月 23 日 通産省機械情報産業局計量行政室長に対し、検査制度の改正と第三者機関の活用について、本協会としての要望を提出 12月 12 日 通産省機械情報産業局計量行政室長に、ガスマータの計量検定に本協会が参加したい旨を要望
平成 4 年 (1992) 8月 3 日 理事長交替 (山田實→猫本保夫) 12月 逆止弁付根元バルブの第 2 検査開始
平成 5 年 (1993) 5月 配管用フレキ管の第 2 検査開始 8月 5 日 品質保証審査センター設立準備室を設立 9月 20 日 寄附行為の変更 (本部事務所所在地の変更) 認可 本部事務所を港区赤坂より千代田区平河町へ移転
平成 6 年 (1994) 4月 1 日 管理型自主検査制度開始 4月 1 日 マイコン S の第 2 検査開始
平成 7 年 (1995) 4月 1 日 品質保証審査センターを設立し、営業開始 8月 9 日 理事長交替 (猫本保夫→伊藤實) 8月 24 日 寄附行為の変更認可 9月 1 日 高性能供給機器の検査開始 9月 1 日 マイコンⅡ、C、L の 10 年検満メータの検査開始 ガス漏れ警報遮断装置に 10 年検満メータの検査開始
平成 8 年 (1996) 2月 1 日 二段減圧式一体型調整器の検査開始 3月 1 日 感震器内蔵メータの検査開始 3月 31 日 改正液石法の公布 (施行は平成 9 年 4 月 1 日) 5月 1 日 省令改正。調整器及び高压ホースが第二種液化石油ガス器具等に移行した

# 年 表

9月 9日	本部事務所を千代田区平河町より港区新橋へ移転
9月 17日	寄附行為の変更（本部事務所所在地の変更）認可
12月 1日	マイコン SB の運用開始
平成 9 年 (1997)	
1月 16日	ビジョン検討委員会発足（第1回委員会開催）
2月 17日	品質保証審査センターが（財）日本適合性認定協会（JAB）より品質マネジメントシステム（QMS）の審査登録機関として認定される
4月 1日	環境管理審査センターを設立し、営業開始
8月	大口径低圧ホース及び大口径燃焼器用ホースの運用開始
11月 13日	創立 30 周年記念行事
平成 10 年 (1998)	
2月 1日	簡易ガス事業用液化石油ガス感震自動ガス遮断装置の運用開始
5月 1日	ガス放出防止型高圧ホースの運用開始
6月 5日	配管用フレキ管接続ガス栓の運用開始
12月 1日	電気式ダイヤフラム式圧力計基準追加
12月 1日	漏えい検知装置に二段減圧式一体型調整器を追加
12月 1日	マイコン SB の 10 年検満メータの検査開始
平成 11 年 (1999)	
2月 1日	端末伝送装置の運用開始
8月 25日	理事長交替（伊藤實→村瀬三郎）
平成 12 年 (2000)	
3月 1日	ガス栓の検査孔及びドレン孔追加確認基準の改正整備
8月 1日	電池式対震自動ガス遮断器の検査開始
10月 1日	液石法改正（指定検査機関から認定検査機関へ）により検定から検査に変更 ガス栓が特定液化石油ガス器具等に指定 高圧ホース、低圧ホース、調整器、対震自動ガス遮断器が第Ⅱ種液化石油ガス器具等 から液化石油ガス器具等に指定
12月 5日	環境管理審査センターが（財）日本適合性認定協会（JAB）より環境マネジメントシステム（EMS）の審査登録機関として認定される
平成 13 年 (2001)	
3月 1日	バルク用ガス放出防止機構付調整器の運用開始
3月 2日	認定検査機関として認定
7月 1日	適合性検査開始
8月 1日	理事長交替（村瀬三郎→高須國廣）
8月	チェック弁なし連結用高圧ホースの検査開始
平成 14 年 (2002)	
4月 1日	管理型検査制度特例に係る運用開始
6月	チェック弁なし連結用高圧ホースの製造中止
平成 15 年 (2003)	
2月 1日	液封防止型チェック弁付高圧ホースの検査開始

# 年 表

6月11日 液石法改正（認定検査機関から登録検査機関へ）（施行はH16.3.1） 7月29日 理事長交替（高須國廣→川本宜彦）
平成16年 (2004) 2月 9日 認定検査機関の更新（1回目） 6月 9日 工業標準化法改正（施行はH17.10.1） 7月 品質保証審査センターと環境管理審査センターを「ISO審査センター」に統合
平成17年 (2005) 4月 1日 マイコンE、EBの運用開始 4月 1日 カップリング付高圧ホース、カップリング付調整器の運用開始 4月 1日 感熱式ガス栓の基準追加 4月 1日 ガス栓検査規程に付加機能基準追加（検査孔、ドレン孔、配管用フレキ管接続、ON・OFFヒューズ） 6月 ASNITE-Product認定取得 10月 1日 工業標準化法施行 新JISマーク表示制度開始（移行期間：H20.9.30迄）
平成18年 (2006) 1月20日 JIS認証に関わるガス栓、ガス機器用迅速継手、ガス用ゴム管バンドの運用開始 3月 7日 漏えい検知装置にマイコンEを追加 6月 2日 公益法人関連三法公布（施行はH20.12.1） 8月 1日 大型燃焼器接続用迅速継手の運用開始 12月 5日 国内登録認証機関（JIS）として登録
平成19年 (2007) 2月 9日 国内登録検査機関として登録 7月 1日 マイコンE、EBの運用開始 7月25日 理事長交替（川本宜彦→寺崎和典） 11月21日 創立40周年記念行事
平成20年 (2008) 5月30日 告示改正により大口径迅速継手の検査開始 8月 8日 ASNITE-Product認定の継続（1回目） 10月 1日 マイコンC、Bの廃止
平成22年 (2010) 2月 9日 国内登録検査機関の更新（1回目） 9月15日 IPX5仕様ガス栓性能確認基準運用開始。付加機能検査に追加。 12月 5日 国内登録認証機関（JIS）の更新（1回目）
平成23年 (2011) 4月 1日 東日本大震災に係る緊急措置発令（調整器、ゴム購入先追加等） 4月15日 東日本大震災に係る緊急措置発令（高圧ホース、素材ゴム2社購買等） 6月 1日 漏えい検知装置のタイプI～IVの運用開始 6月10日 ASNITE-Product認定の継続（2回目）

# 年 表

平成24年 (2012) 3月31日 予備検査活用廃止 4月 1日 一般財団法人へ移行 ガス栓証票デザイン変更 6月 8日 理事長交替（寺崎和典→遠藤祐司） 12月20日 異常臭気対策調整器の容量を30kg以下の自動切替式調整器まで拡大
平成25年 (2013) 2月 9日 国内登録検査機関の更新（2回目） 10月 1日 認証マークの印刷等に係る管理規則（LIA-121）の制定及び運用開始
平成26年 (2014) 4月 1日 JIS認証に関わるガスコードの運用開始 6月25日 輸出用製品の認証に係る運用開始 9月18日 ASNITE-Product認定の継続（3回目） 12月 5日 国内登録認証機関（JIS）の更新（2回目）
平成27年 (2015) 7月 1日 コンセント型ゴムキャップの検査開始 11月 1日 認証マークの印刷等に係る管理規則（LIA-121）に「調整器」追加。
平成28年 (2016) 1月21日 器具省令改正（性能規定化）（施行はH28.4.1） 2月 9日 国内登録検査機関の更新（3回目）
平成29年 (2017) 1月 1日 ガス放出防止型単段式調整器の運用開始
平成30年 (2018) 6月22日 理事長交替（遠藤祐司→立原孝夫） 11月15日 創立50周年記念行事

# 資 料 編

# LIA歴代役員

年 役職	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年
理事長	岩谷 直治 3.30 (岩谷産業)	→	→	→	→
専務理事	井上 雅義 3.30 (LIA)	→	→	→	→
理事	池田 賢太郎 3.30 (日通商事)	沢田 寿衛 (中部ツバメプロパン)	→	→	後藤 新治 1.12 (名古屋プロパン)
理事	木藤 将 3.30 (千葉燃料)	→	→	→	→
理事	本山 修策 3.30 (日本瓦斯)	→	北嶋 政次 (伊丹産業)	→	→
理事	石井 寛 3.30 (石井鐵工)	→	吉田 義二 (ツバメ石油ガス)	→	轡 義照 (三宝物産)
理事	田中 勝一 3.30 (勝工舎)	→	前口 庄衛 (富士産業)	→	→
理事	丸茂 桂 3.30 (桂精機製作所)	→	→	→	→
理事			伊藤 誠治 (伊藤工機)	→	→
理事	町田 芳行 3.30 (日石ガス)	→	渡辺 益太郎 (日石ガス)	→	加藤 正 (出光)
理事	石渡 真 3.30 (三菱液化瓦斯)	→	河本 隆男 (日鉱液化)	→	→
理事	川本 二郎 3.30 (サイサン)	→	竹内 至 (東京液化)	→	→
理事	加藤 正 3.30 (出光)	→	→	→	五十嵐 弘造 (大和商事)
理事					
理事	田中 栄 3.30 (KHK)	西宮 誠 (KHK)	→	→	→
監事	沢田 寿衛 3.30 (中部ツバメプロパン)	村田 国勝 (福洋興産)	→	→	石田 平太郎 (福岡プロパン瓦斯)
監事	伊藤 誠治 3.30 (伊藤工機)	邑松 久太郎 (矢崎総業)	→	→	→

# LIA歴代役員

年 役職	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年
理事長	→	→	→	→	→
専務理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	阪口 誠宏 (三永製作)	→
理事	岡本 克保 (ゼネラル瓦斯)	→	深尾 憲治 (三菱液化瓦斯)	→	中川 勇三 (出光)
理事	→	伊藤 嘉夫 (日鉱液化)	→	→	→
理事	→	→	西尾 耕 (岩谷産業)	→	→
理事	→	内田 太郎 (大和ガス)	→	→	→
理事			坂井 芳雄 (日本ガス開発)	→	→
理事	→	→	堀内 忠夫 (KHK)	→	→
監事	→	→	→	→	→
監事	→	高柳 彰 (矢崎総業)	→	大石 保美 (矢崎総業)	→

# LIA歴代役員

年 役職	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年
理事長	→	→	内田 太郎 6.30 (大和ガス)	→	→
専務理事	→	→	富田 和衛 5.27 (LIA)	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	丸茂 桂 (桂精機製作所)	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	森川 章二 (日鉱液化)	→	→	→
理事	→	高野子 雅宣 (丸善)	福地 義寛 7.1 (日協)	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	岩谷 直治 (岩谷産業)	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	渋沢 芳雄 (KHK)	→
監事	→	→	→	三角 桂次郎	→
監事	丸茂 桂 (桂精機)	→	→	松本 正雄 (矢崎総業)	齊藤 明 (矢崎総業)

# LIA歴代役員

年 役職 \	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年
理事長	→	→	(代行) 木藤 将 (千葉燃料)	木藤 将 (千葉燃料)	→
専務理事	→	(6.30 辞任)			
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	内田 太郎 (大和ガス)	→	→
理事	→	→	山田 實 10.17 (大分プロパン瓦斯)	→	→
理事	→	→	橋本 淳 10.17 (須賀川瓦斯)	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	井上 宏 (JLIA)	大石 保美 (矢崎総業)	鈴木 敏弘 1.24 (矢崎総業)	→
理事	松原 治世 (共石)	→	杉村 直珍 (出光)	沖禎 一郎 (出光)	中野 直明 7.23 (日石ガス)
理事	→	→	→	→	→
理事	→	伊藤 芳雄 (岩谷産業)	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	山中 正美 10.17 (KKH)	蕨岡 達慈 (KKH)	→
監事	→	山田 實 (大分プロパン瓦斯)	中津井 精一 (日乃出石油瓦斯)	→	→
監事	大石 保美 (矢崎総業)	→	岩谷 達郎 10.17 (ロック製作所)	→	→

# LIA歴代役員

年 役職	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年
理事長	→	→	山田 實 7.2 (大分プロパン瓦斯)	→ 4月社名変更(ダイプロ)	猫本 保夫 8.3 (猫本商事)
専務理事	渡邊 順 7.6 (LIA)	→	→	→	→
理事	→	加藤 利一 9.27 (大丸工業)	→	→	→
理事	井上 明 6.8 (イノウエ)	→	→	猫本 保夫 8.20 (猫本商事)	山田 實 (ダイプロ)
理事	→	→	木藤 将 (千葉燃料)	小澤 敏克 (東京プロパンガス)	柴山 良作 (シバヤマ)
理事	→	八重樫 金十郎 9.27 (泉金物産)	→	→	→
理事	前口 元彦 7.6 (富士工器)	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	藤岡 昭 9.27 (三菱油化)	→	溝手 舜三郎 (共石)	→
理事	→	松隈 和馬 9.27 (日協)	→	→	→
理事	→	→	楊井 立夫 7.2 (岩谷産業)	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	(6.24 辞任)
理事	→	→	→	渡辺 一志 5.22 (KHK)	→
監事	→	平野 秀夫 猫本 保夫 (日連) (猫本商事)	12.6	→	柴山 良作 (シバヤマ)
監事	井澤 厚 6.8 (穗高製作所)	→	→	→	→

# LIA歴代役員

---



---

年 役職	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
理事長	→	→	伊藤 實 8.9 (富士プロパン)	→	→
専務理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	渡邊 雄二郎 8.9 (ワタヒヨウ)	→	村瀬 三郎 (村瀬産業)
理事	稻永 角己 9.1 (公平物産)	→	北野 久夫 8.9 (北野産業)	→	後藤 純夫 (日連)
理事	川本 宜彦 9.1 (サイサン)	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	信岡 祐治 2.22 (矢崎総業)	→	→	→
理事	→	三吉 司郎 2.22 (コスモ石油ガス)	高橋 勤 2.13 溝手 舜三郎 8.9 (コスモ石油ガス) (ジャパンエネジー)	末木 凰太郎 10.23 (ジャパンエネジー)	中原 晟介 (コスモ石油ガス)
理事	→	→	猿橋 皓 2.13 (日協)	飛驒 一彦 10.23 (日協)	→
理事	小林 勝利 2.17 (岩谷産業)	→	→	重松 公夫 10.23 (マルヰガス)	→
理事	→	→	→	→	→
理事				近藤 二三夫 7.15 (LIA)	→
理事	→	→	→	→	岡田 宏 (KHK)
監事	渡邊 雄二郎 9.1 (ワタヒヨウ)	→	栗原 孝夫 8.9 (クリハラ)	→	→
監事	→	→	→	→	→

# LIA歴代役員

年 役職	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
理事長	→	村瀬 三郎 8.25 (村瀬産業)	→	高須 國廣 8.1 (加古川ガス)	→
専務理事	小嶋 包久 6.10 (LIA)	→	→	→	→
理事	→	松島 甚三郎 8.25 (松島石油)	→	遠藤 祐司 8.1 (サンワ)	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	菊池 鴻逸 8.25 (東邦液化ガス)	→	→	→
理事	→	木村 重雄 8.25 (タプロス)	金山 宏一郎 12.5 (山形菱油)	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	秋山 利 12.5 (矢崎総業)	→	→
理事	→	林 忠道 8.25 (三井石油)	→	牧野 明次 8.1 (岩谷産業)	→
理事	→	→	→	葉梨 益弘 8.1 (日協)	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	村上 智夫 7.3 (LIA)	→	→
理事	→	→	角野 祥三 1.31 (KHK)	田邊 利男 8.1 (KHK)	→
監事	→	細野 傳藏 8.25 (細野商事)	→	内西 達也 8.1 (タイセイ産業)	→
監事	→	→	→	→	→

# LIA歴代役員

年 役職 \	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
理事長	川本 宜彦 7.29 (サイサン)	→	→	→	寺崎 和典 7.25 (テックホームガス)
専務理事	加藤 俊一 6.11 (LIA)	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	遠藤 正利 7.29 (日連)	→	→	→	林 健三 7.25 (日連)
理事	→	→	→	→	根本 一彌 7.25 (根本石油)
理事	→	→	寺崎 和典 11.30 (テックホームガス)福岡	→	中 輝男 7.25 (大丸エナウイン)
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→ ~H17.3.31	丸茂 等 6.6 (桂精機製作所)	→
理事	→	→	→	→	→
理事	武内 正明 7.29 (コスモ石油ガス)	→	→	→	加藤 徳生 7.25 (コスモ石油ガス)
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	武田 英祐 4.1 (岩谷産業)	→
理事	→	杉本 裕治 法月 武英 11.26 (JLIA)杉本理事 8月 他界/(矢崎総業)	→	永井 清治 6.6 (矢崎総業)	→
理事	別所 敏明 6.11 (LIA)	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	伊藤 敏 7.25 (KHK)
監事	→	寺崎 和典 11.26 (テックホームガス)	細谷地 謹吉 11.30 (細谷地)	→	→
監事	→	→	→	正示 明 4.1 (東洋オートメーション)	→

# LIA歴代役員

年 役職 \	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
理事長	→	→	→	→	遠藤 祐司 6.8 (サンワ)
専務理事	→	→	→	→	加藤 俊一 (LIA)
理事	→	→	→	→	木村 繁 (タプロス)
理事	→	→	→	→ //	
理事	→	後藤 庄樹 8.5 (名古屋プロパン瓦斯)	→	→	秋元 耕一郎 6.15 (秋元ガス)
理事	→	→	小澤 八十二 8.5 (伊丹産業京都)	→	小澤 八十二 (伊丹産業京都)
理事	→	→	内海 二郎 (伊藤工機)	→	内海 二郎 (伊藤工機)
理事	→	→	→	→	丸茂 等 (桂精機製作)
理事	→	→	秋山 利 4.1 井澤 厚 6.8 (矢崎総業) (穂高製作所)	→	井澤 厚 (穂高製作所)
理事	→	久内 幸二郎 8.5 (アストモスエネルギー)	→	→	和泉 潤一 4.1 (ジャパンガスエンジニア)
理事	→	→	→	→ //	
理事	→	→	→	岩谷 直樹 6.7 (岩谷産業)	岩谷 直樹 (岩谷産業)
理事	吉岡 邦明 6.10 (矢崎総業)	→	→	→	増田 功 6.15 (矢崎総業)
理事	→	→	瀬戸 和吉 7.1 (LIA)	→	瀬戸 和吉 (LIA)
理事	→	→	→	→ //	北條 亮 4.1 (LIA)
監事	→	→	木村 繁 8.5 (タプロス)	→	小林 芳夫 6.15 (イタニ長野)
監事	→	→	→	→	正示 明 (東洋オートメーション)

# LIA歴代役員

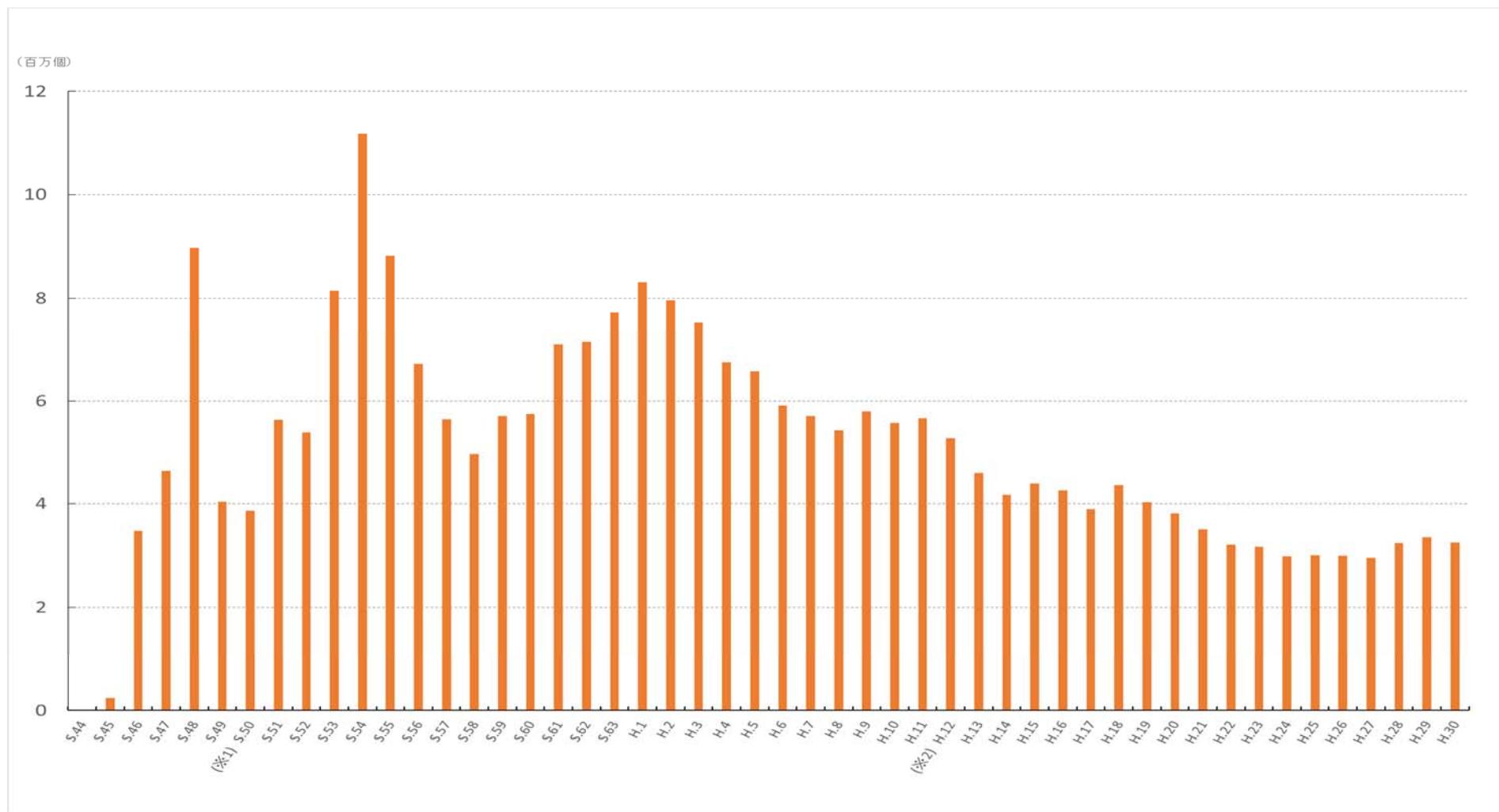
年 役職	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
理事長	→	→	→	→	→
専務理事	→	→	梁嶋 利道 6.17 (LIA)	→	→
理事	→	柳澤 勝久 6.18 (サンリン)	→	→	→
理事					
理事	→	小埜寺 宏 6.18 (小野寺商店)	→	→	木村 繁 6.20 (タプロス)
理事	→	→	福井 清紀 6.17 (福井商会)	藤野 拓三 6.18 (ツバメ商事)	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
理事	→	正示 明 6.18 (東洋オーメーション)	→	正示理事 10月他界	大山 健二郎 3.15 (光陽産業)
理事	→	吉田 正俊 6.23 (ジャパンガスエナジー)	→	→	→
理事					
理事	→	→	→	渡邊 雅則 6.16 (岩谷産業)	→
理事	→	前口 庄一郎 6.18 (富士工器)	→	→	→
理事	→	上戸 亮 6.18 (LIA)	→	→	→
理事	→	→	→	→	→
監事	→	山田 耕司 6.18 (ダイプロ)	→	→	→
監事	→	増田 功 6.18 (矢崎総業)	藤井 康孝 6.17 (藤井合金製作所)	→	→

# LIA歴代役員

役職	年	平成30年
理事長	立原 孝夫	6.22 (ミトレン)
専務理事		→
理事	菅井 裕人	6.22 (スガイ)
理事	大先 明	6.22 (伊丹産業)
理事		→
理事		→
理事	神田 廣一	6.22 (愛知時計電機)
理事		→
監事	矢嶋 義文	6.22 (LIA)
監事		→
監事		→

## 第2検査等年度別合格数グラフ

ガス栓

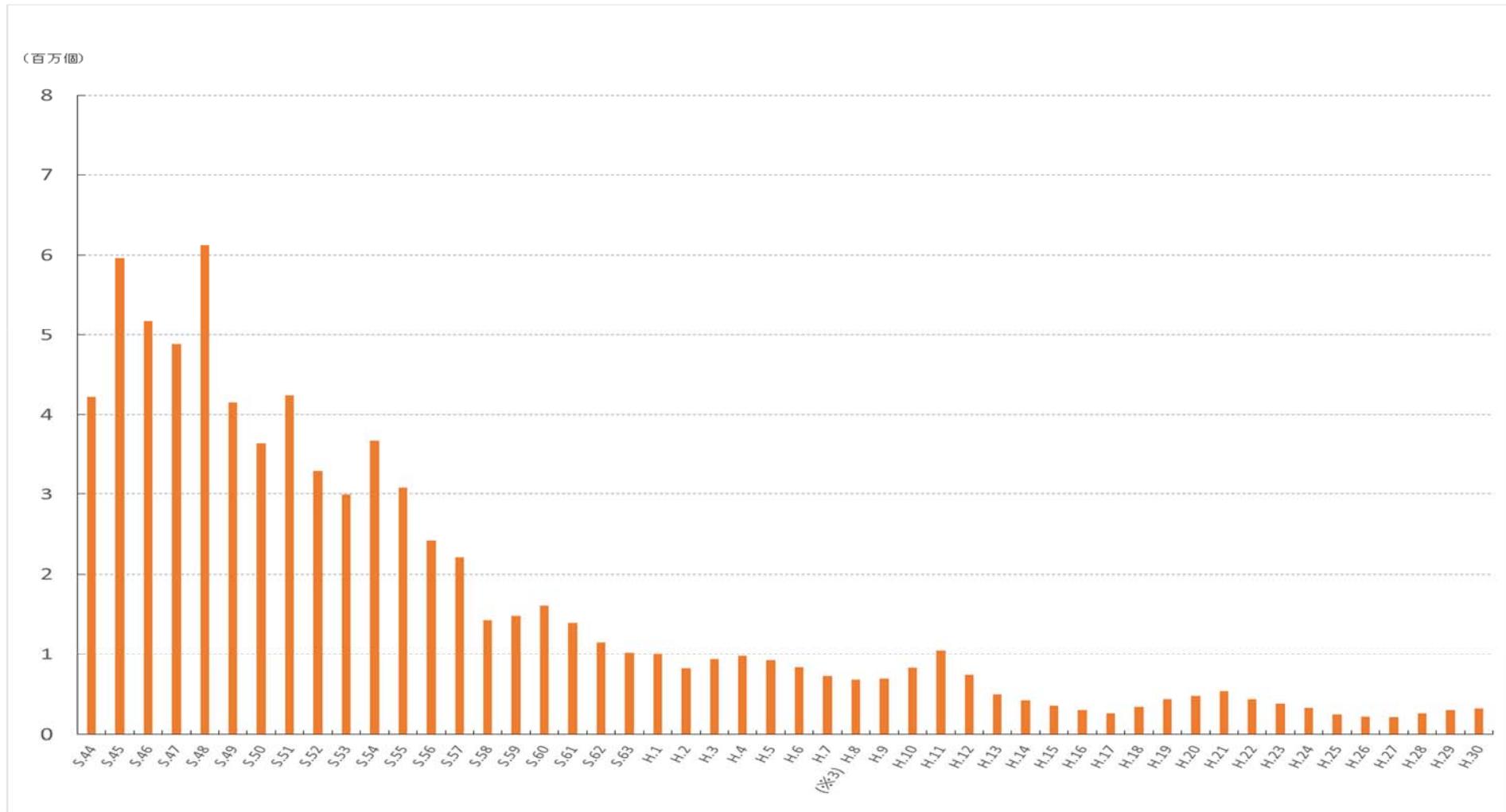


※1・・・自主検査と国家検定の数量を合算

※2・・・国家検定と適合性検査の数量を合算

## 第2検査等年度別合格数グラフ

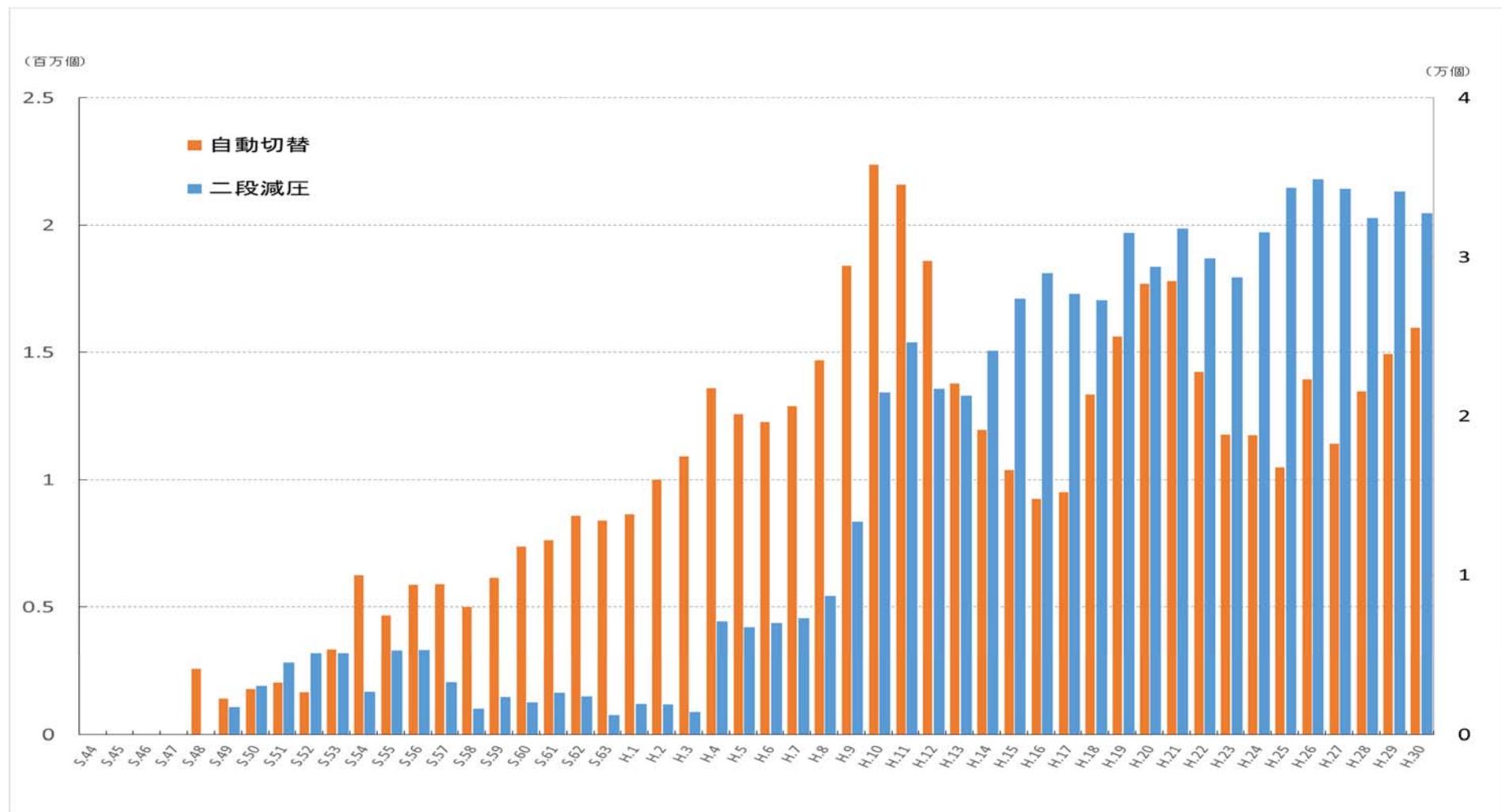
調整器



※3・・・国家検定と自主検査の数量を合算

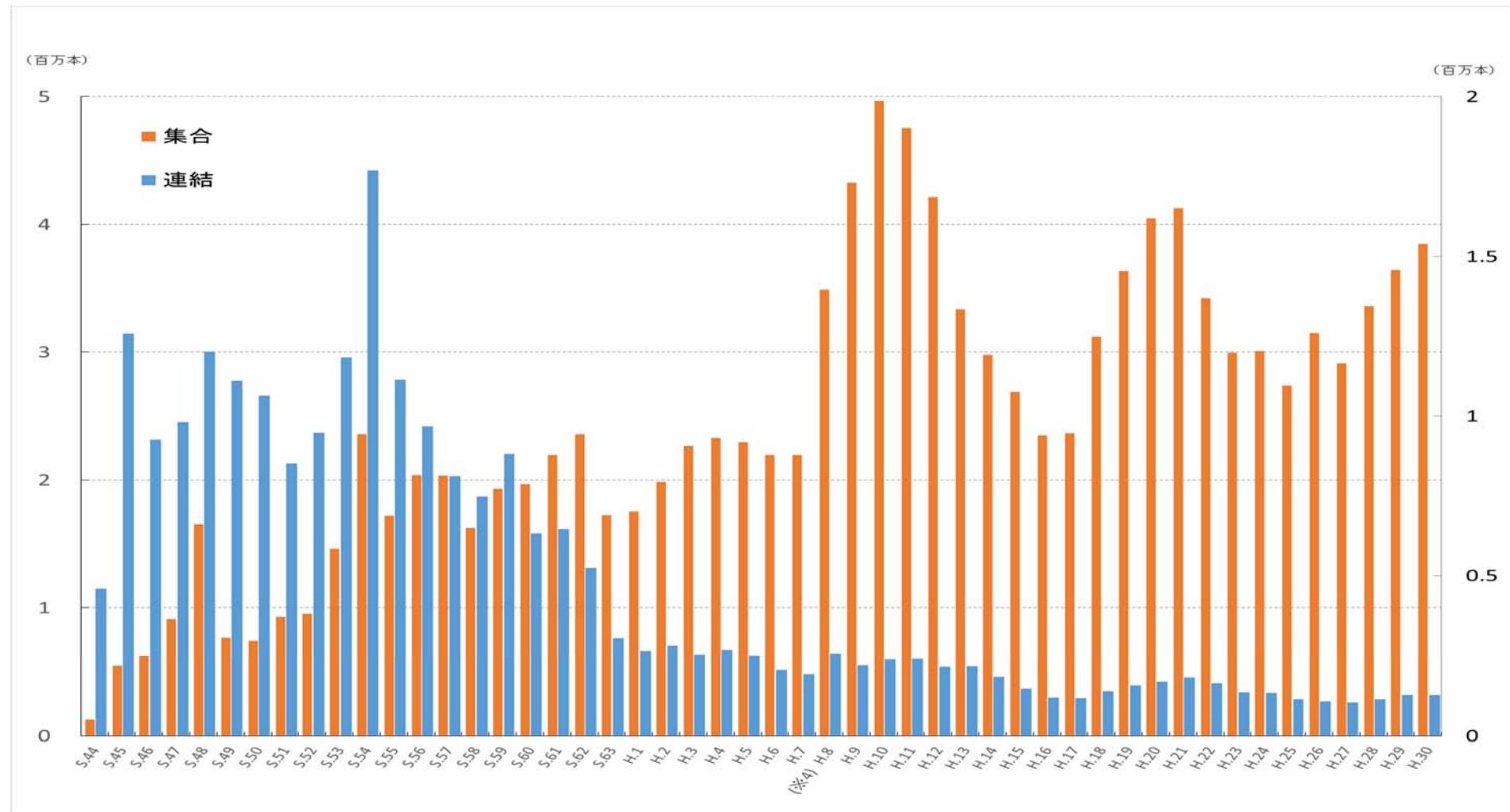
## 第2検査等年度別合格数グラフ

自動切替式調整器



## 第2検査等年度別合格数グラフ

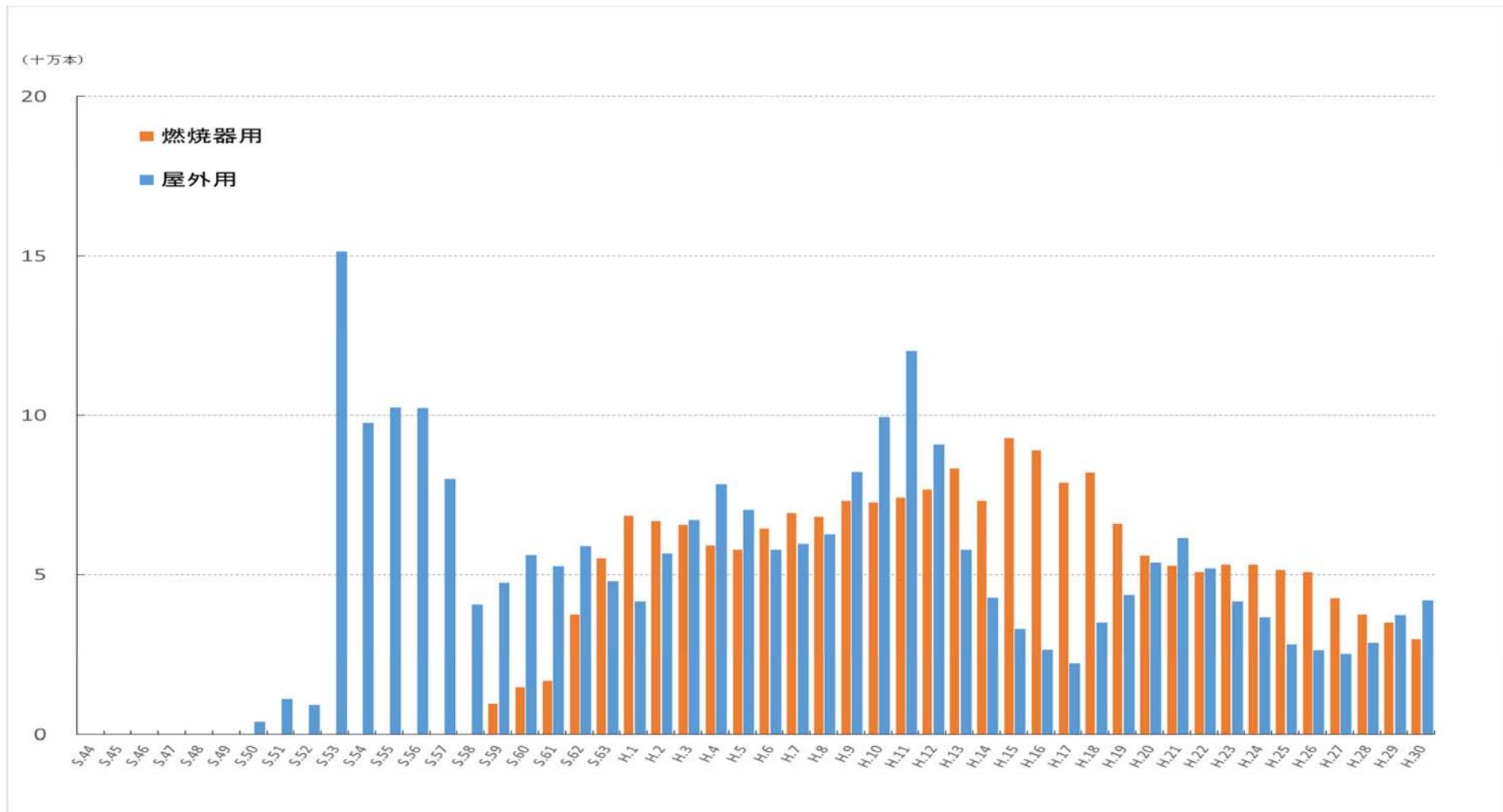
高压ホース



※3・・・国家検定と自主検査の数量を合算

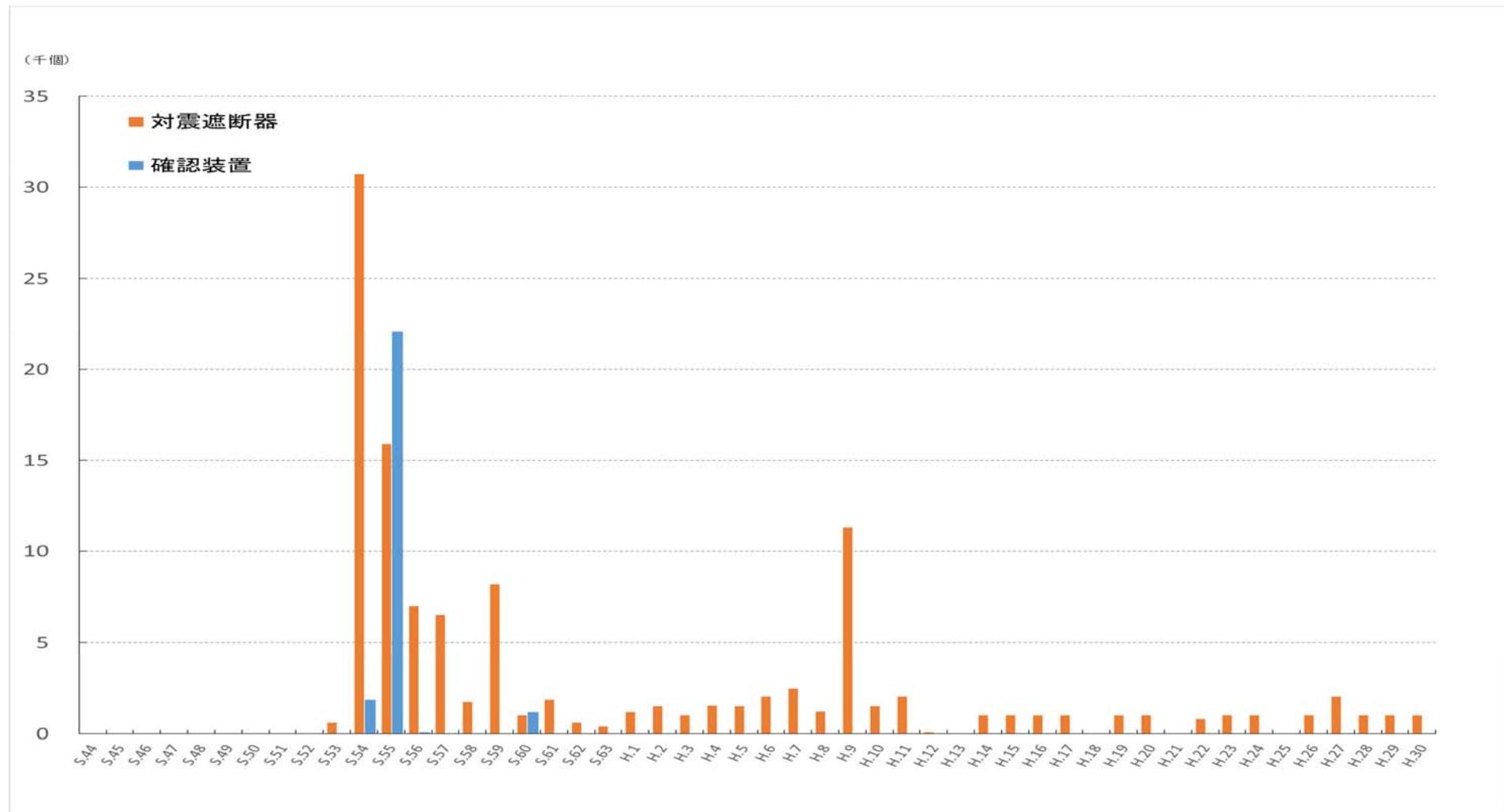
## 第2検査等年度別合格数グラフ

低圧ホース



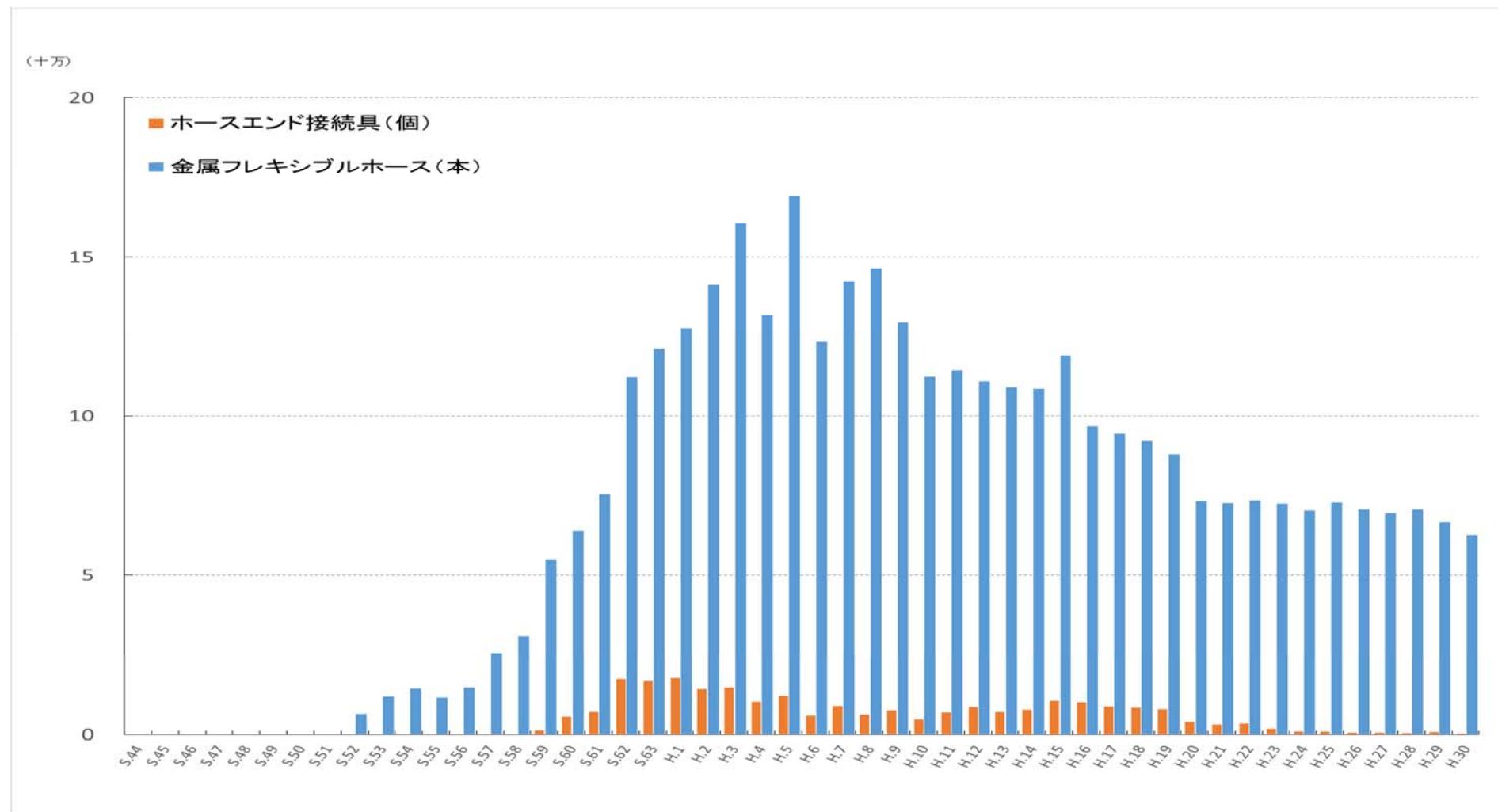
## 第2検査等年度別合格数グラフ

対震遮断器と確認装置



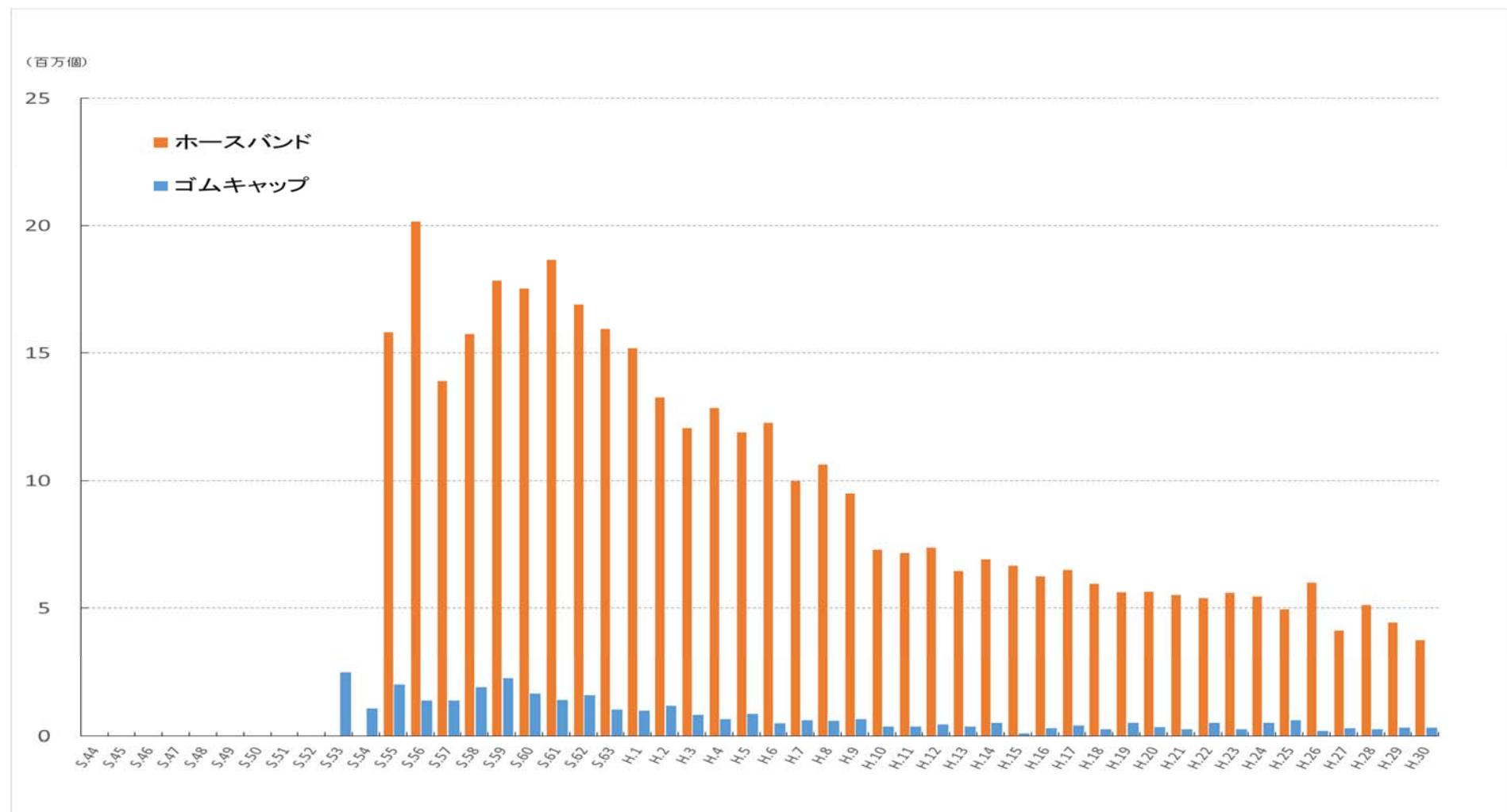
## 第2検査等年度別合格数グラフ

金属フレキシブルホースとホースエンド接続具



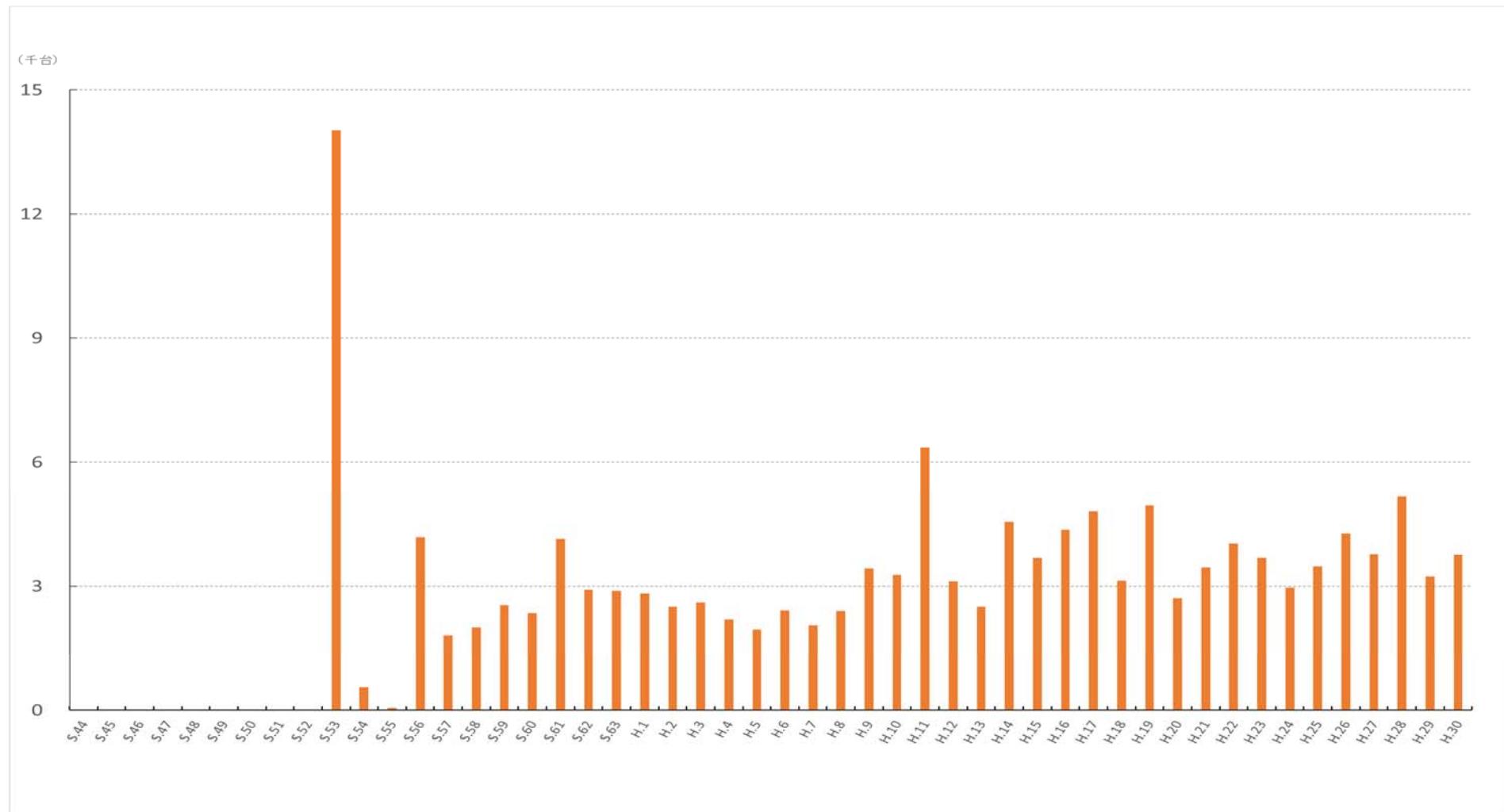
## 第2検査等年度別合格数グラフ

ホースバンドとゴムキャップ



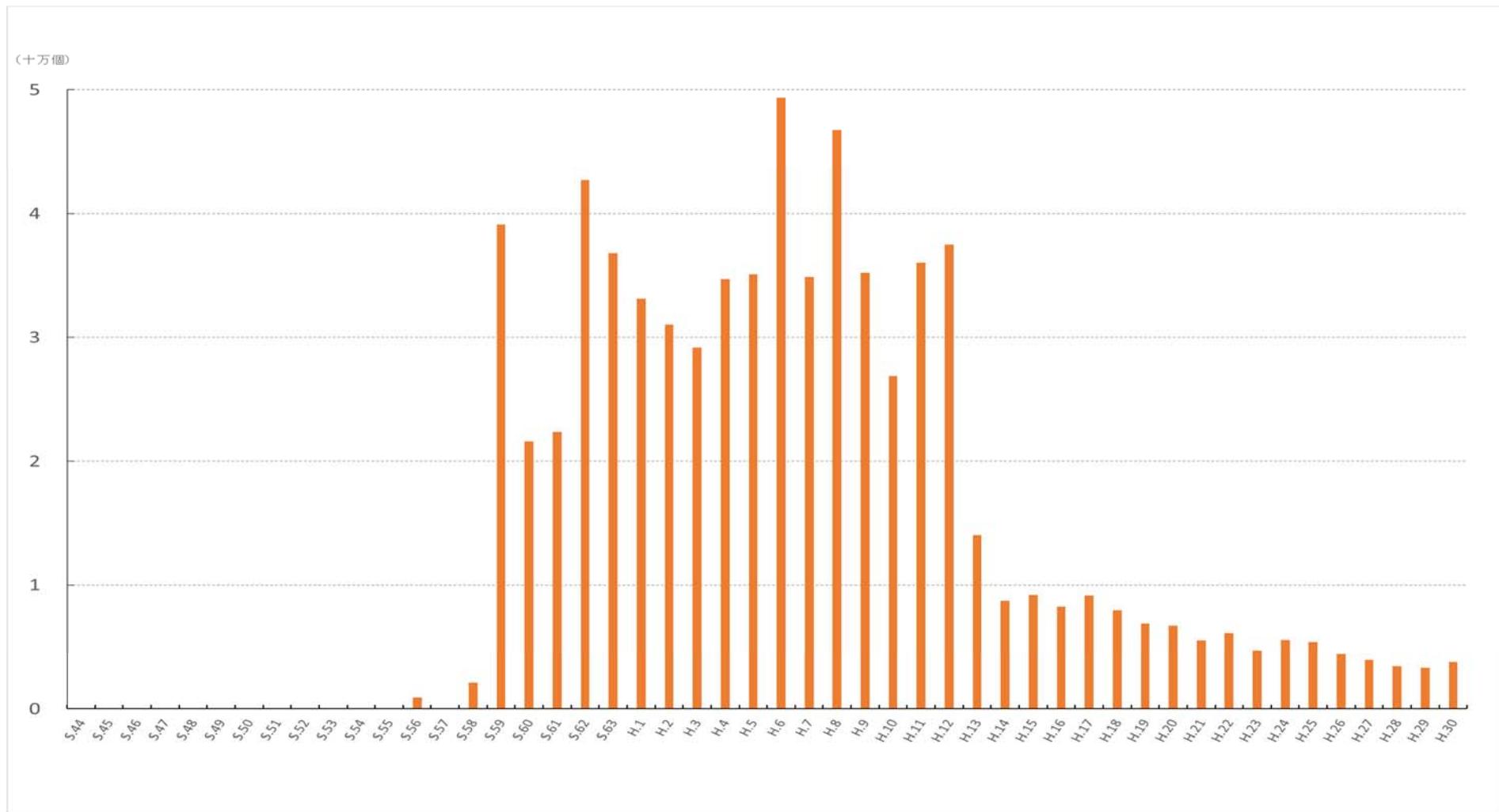
## 第2検査等年度別合格数グラフ

自記圧力計



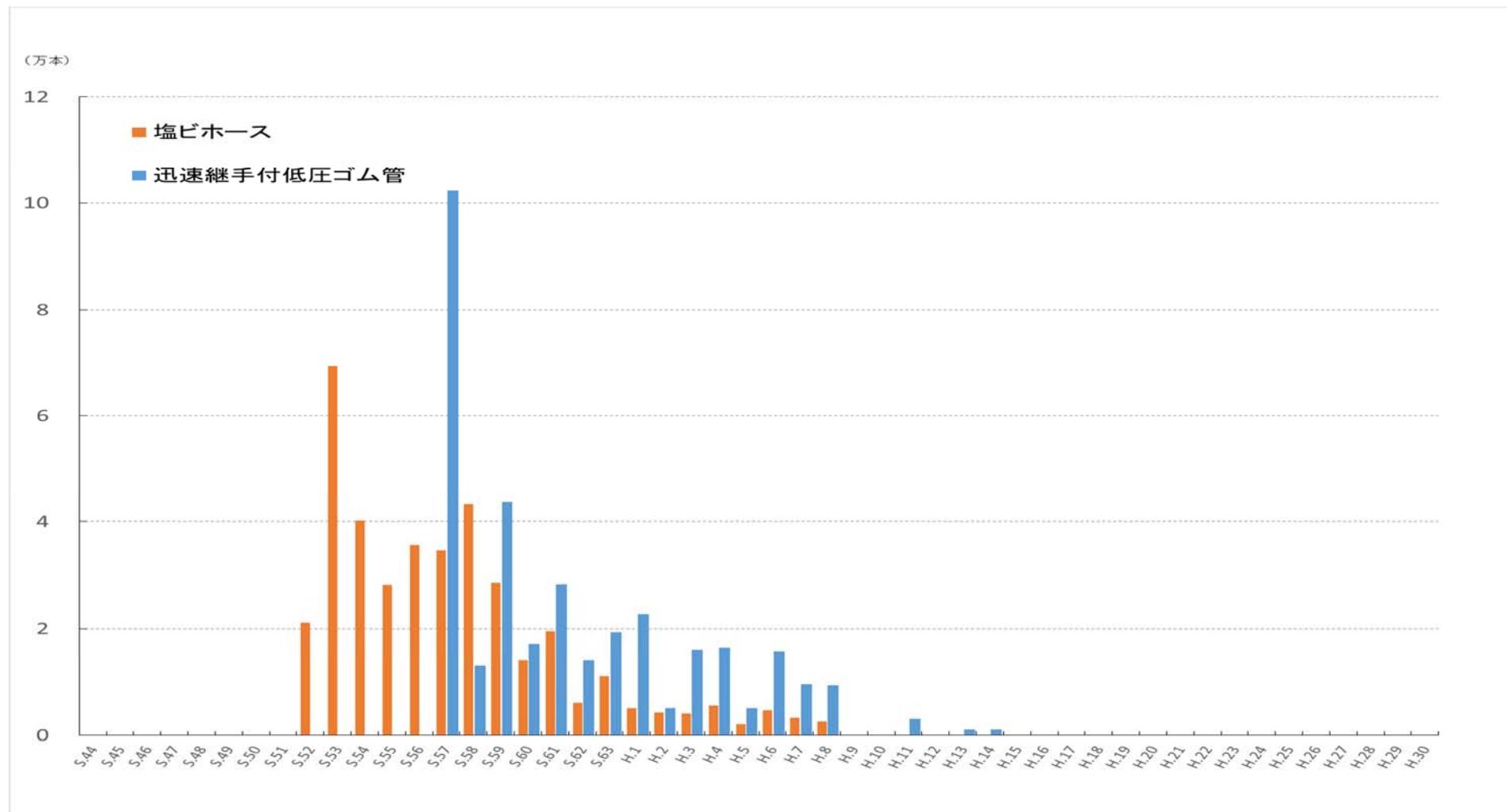
## 第2検査等年度別合格数グラフ

迅速継手



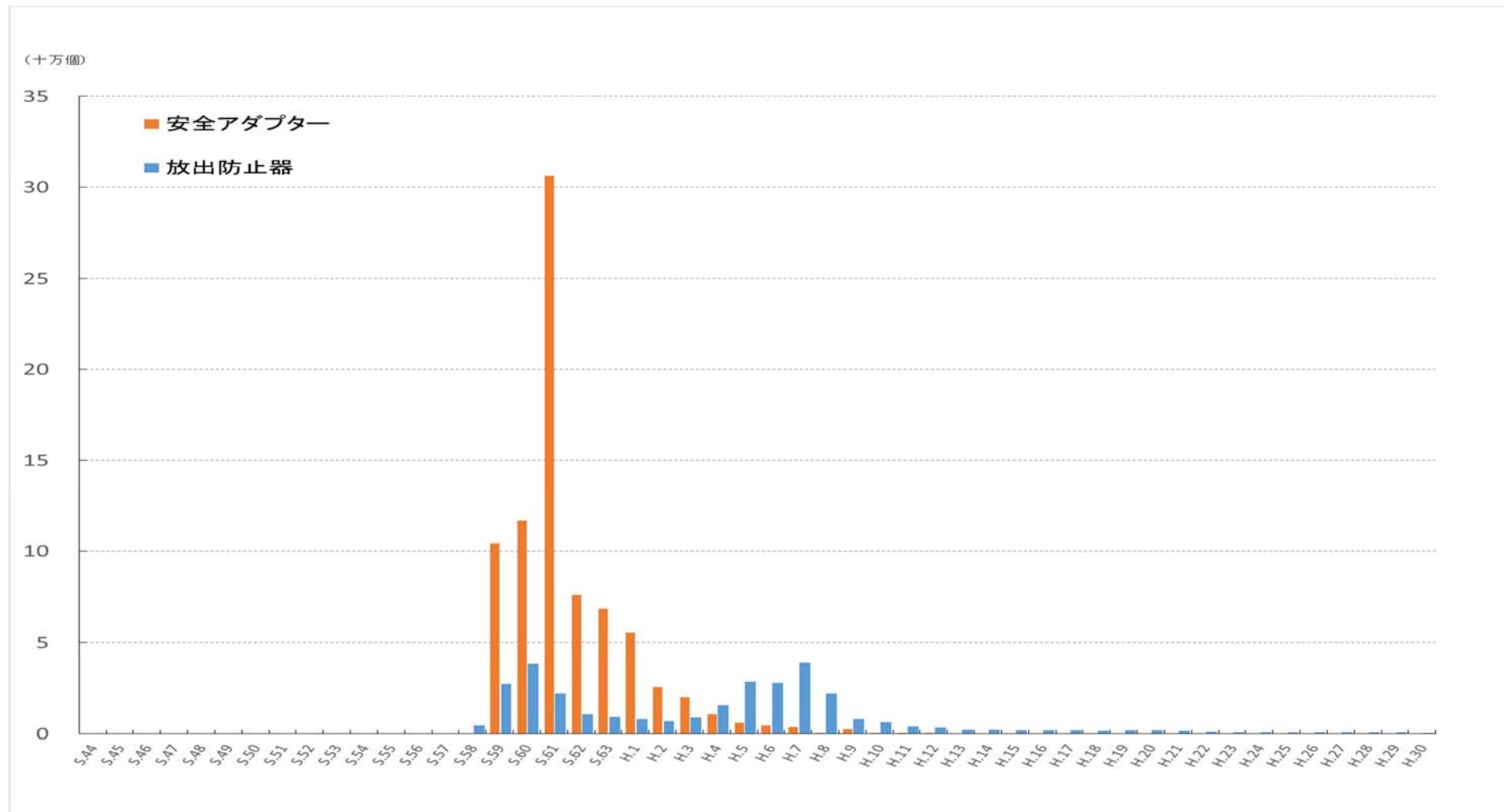
## 第2検査等年度別合格数グラフ

塩ビホースと迅速継手付低圧ゴム管



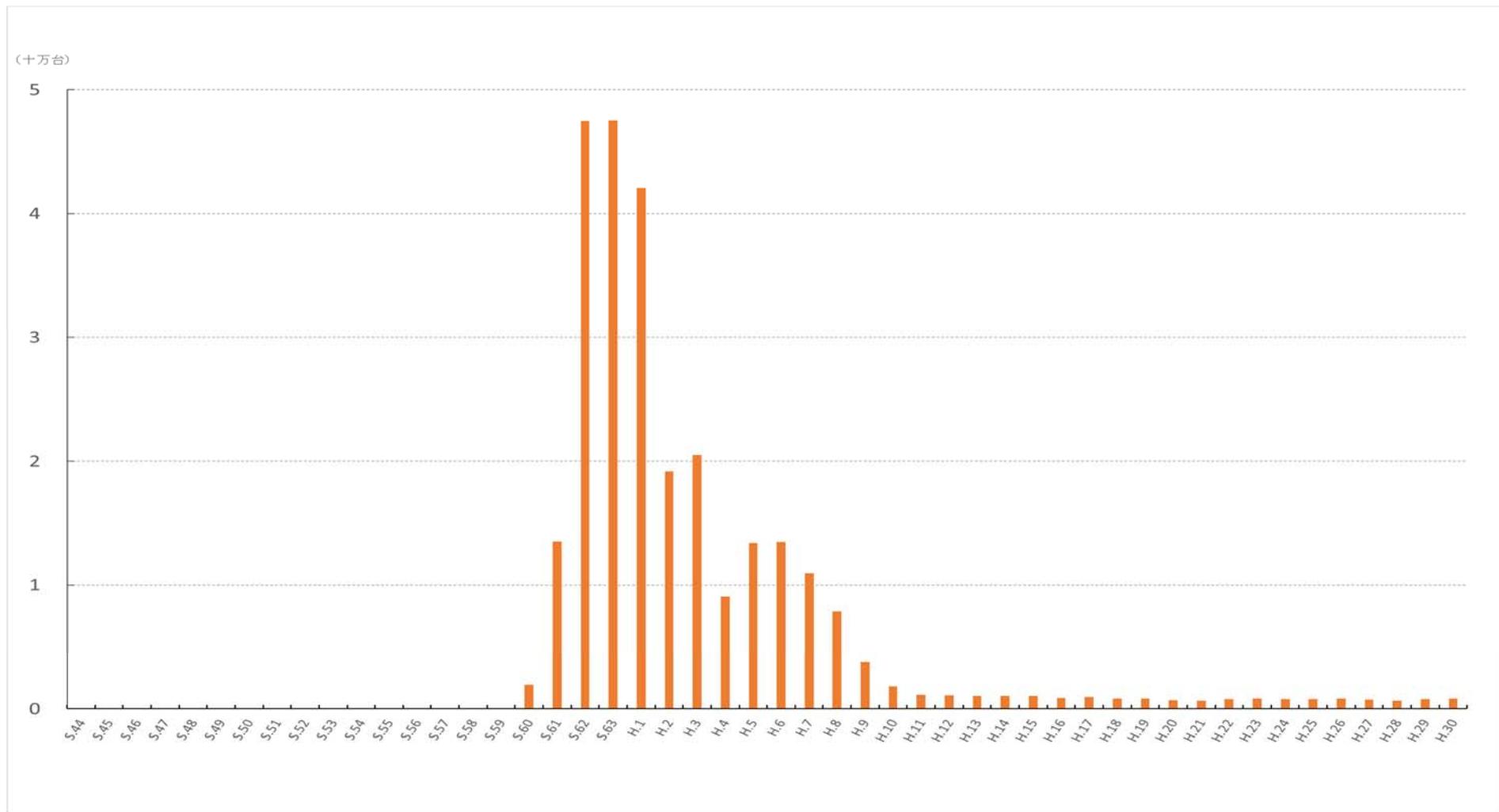
## 第2検査等年度別合格数グラフ

安全アダプターと放出防止器



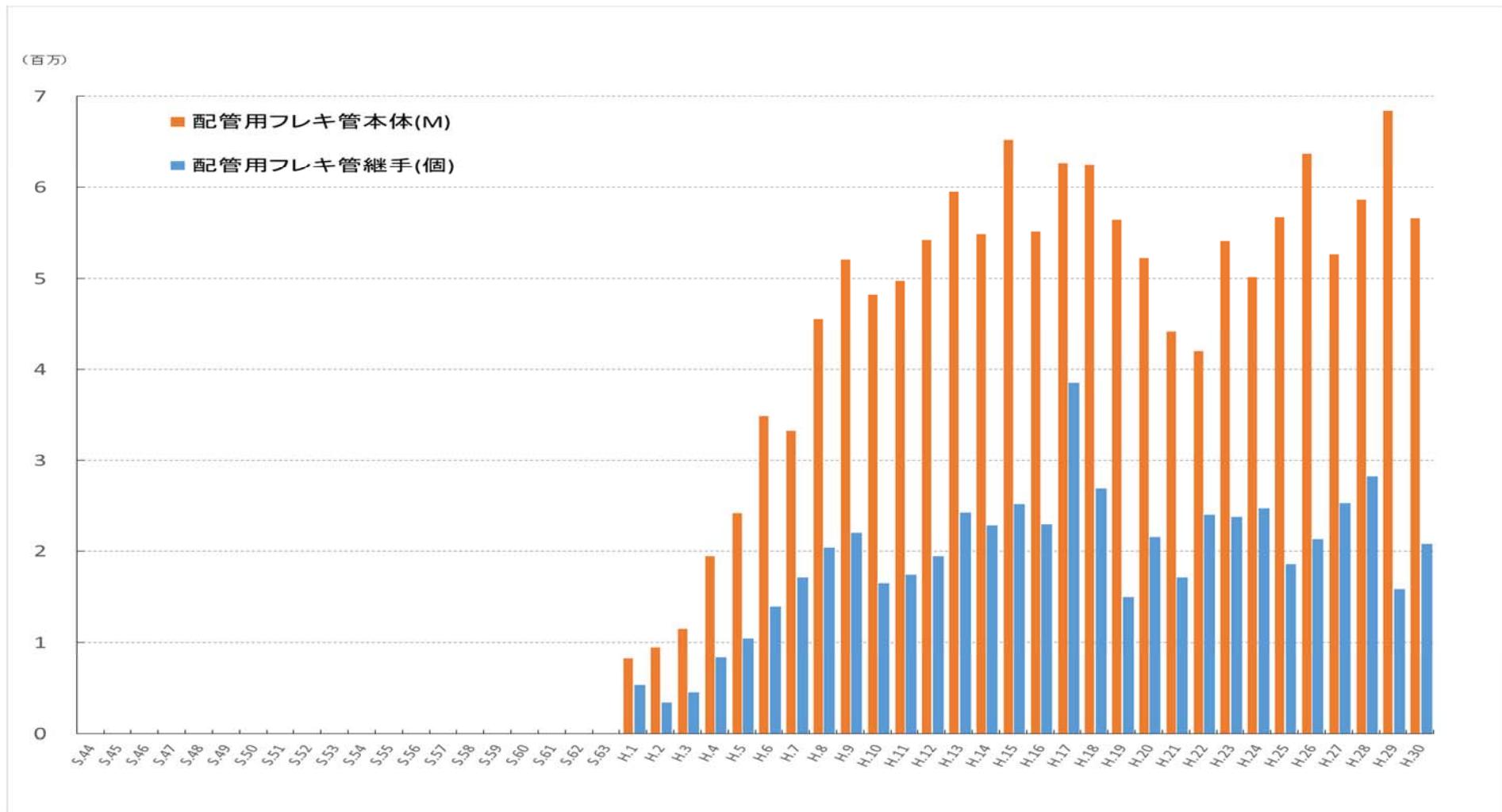
## 第2検査等年度別合格数グラフ

警報遮断装置



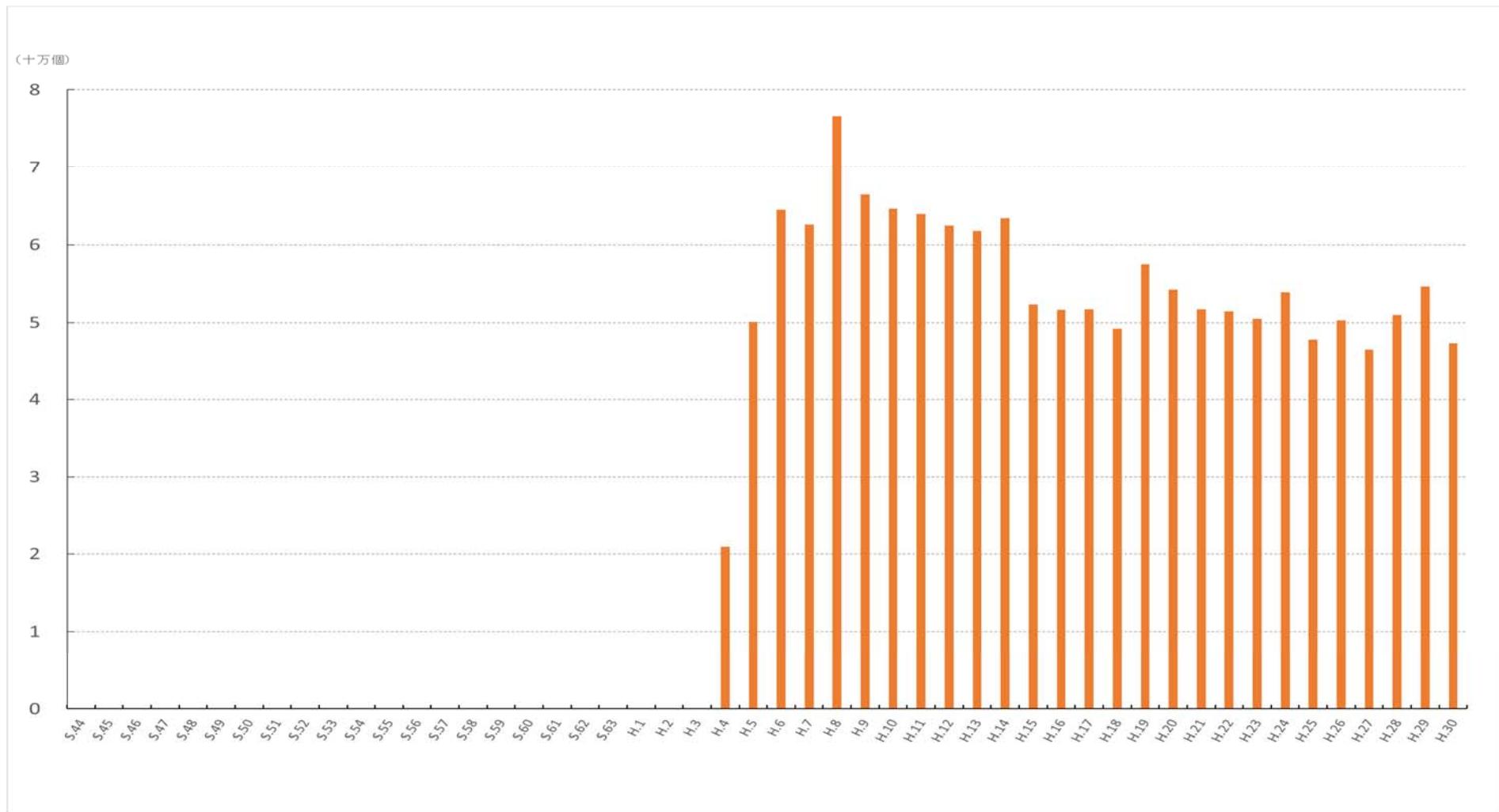
## 第2検査等年度別合格数グラフ

配管用フレキ管と継手



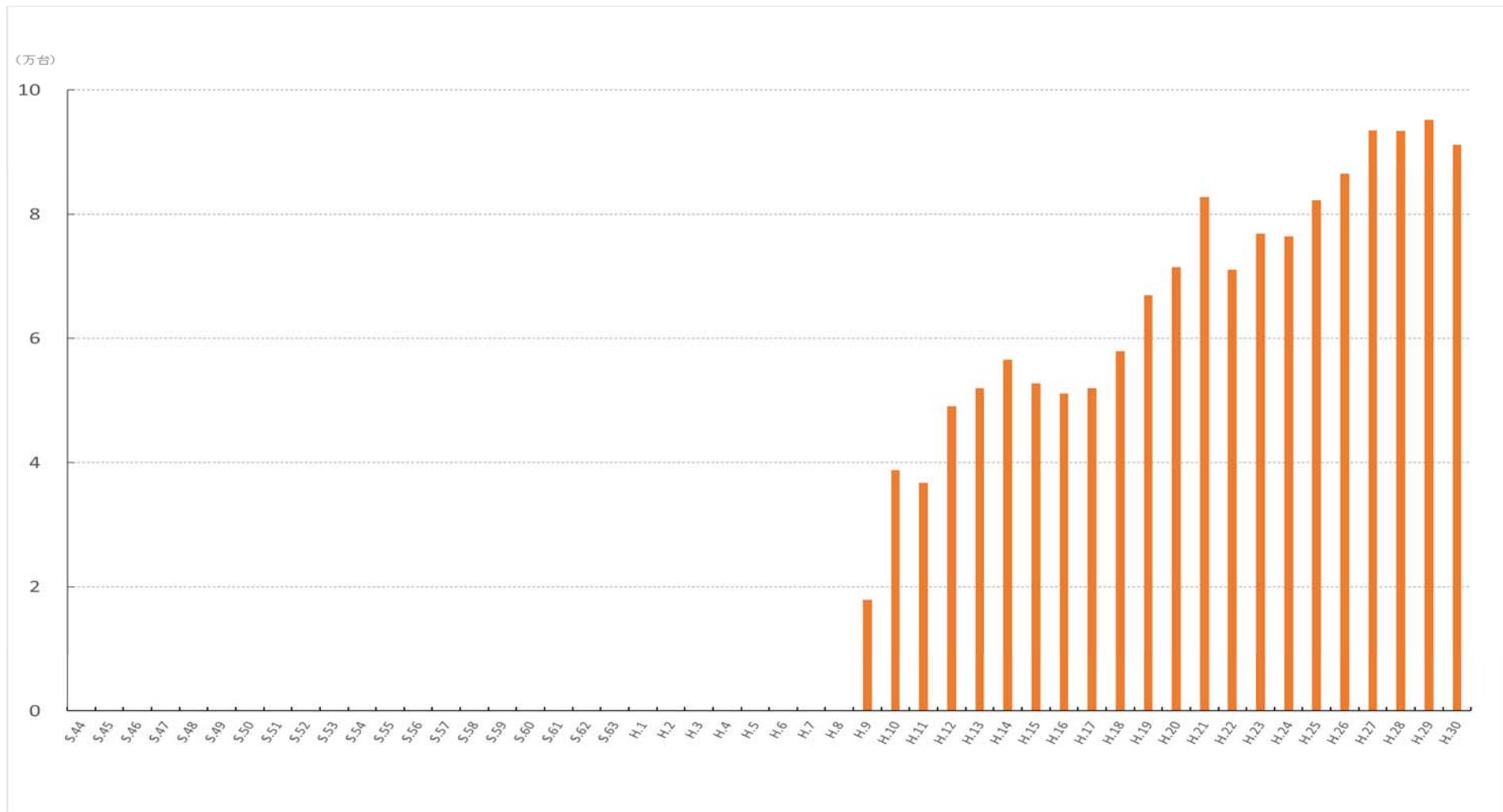
## 第2検査等年度別合格数グラフ

逆止弁付根元バルブ



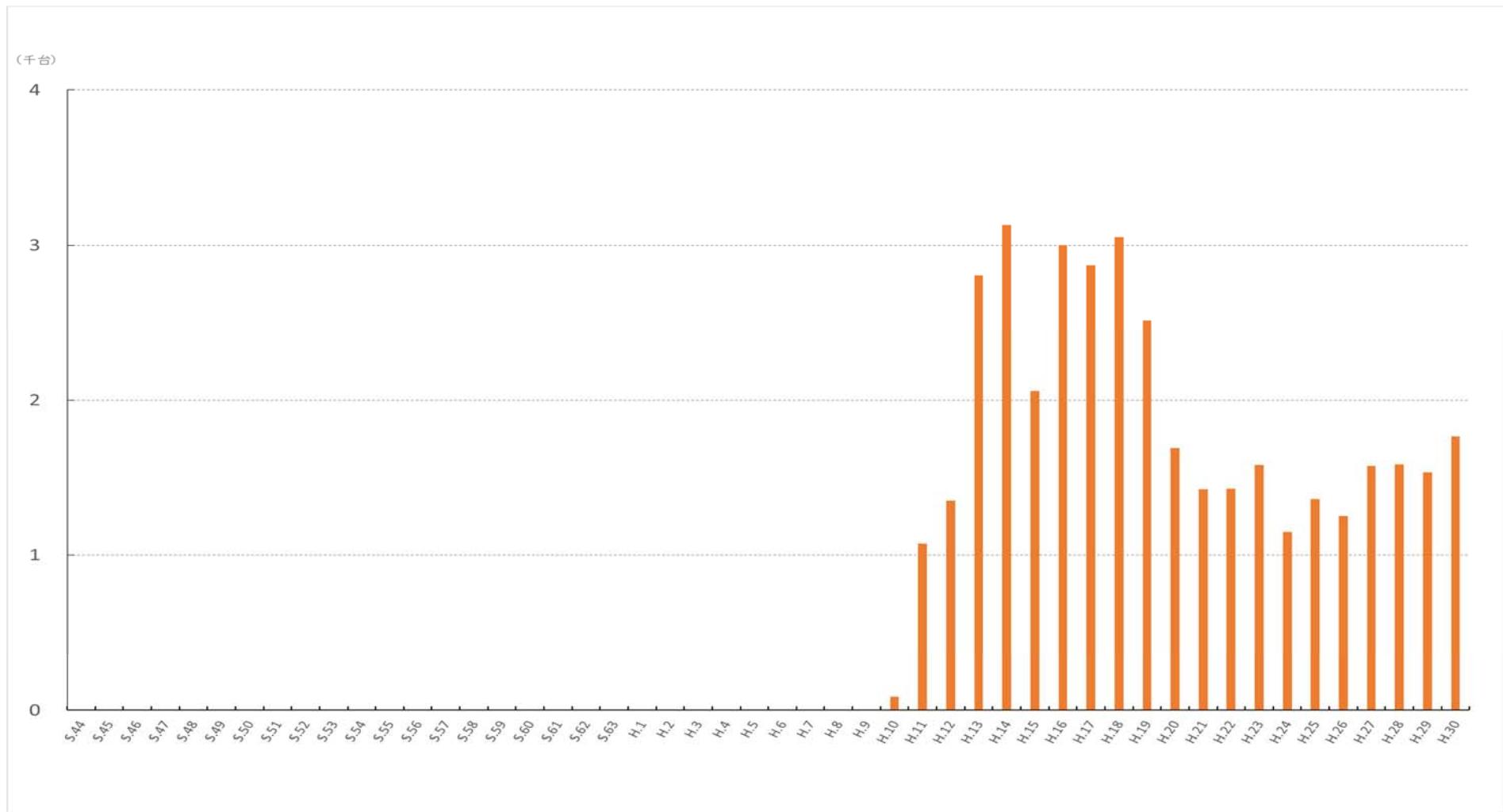
## 第2検査等年度別合格数グラフ

漏えい検知装置



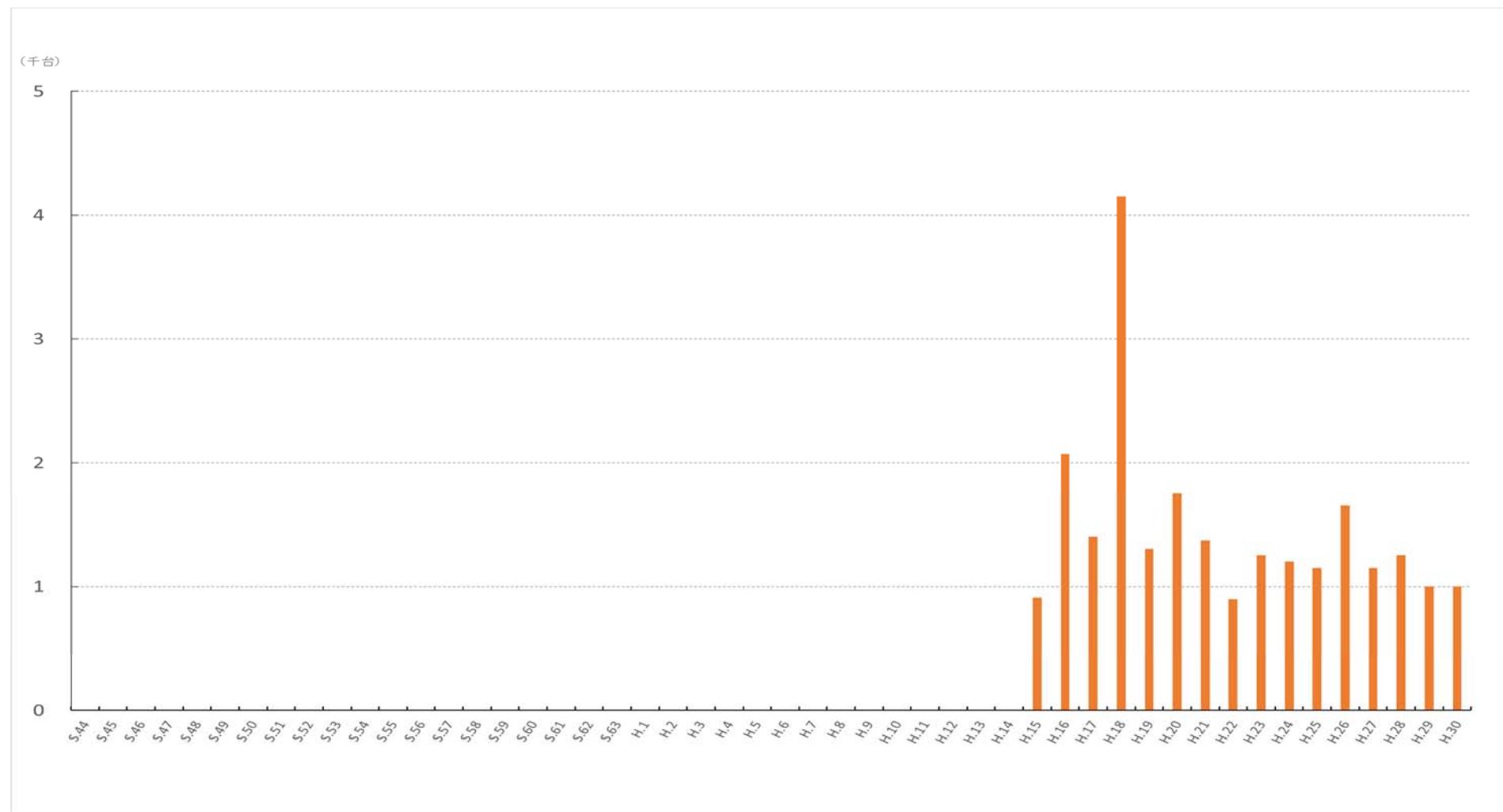
## 第2検査等年度別合格数グラフ

感震遮断装置



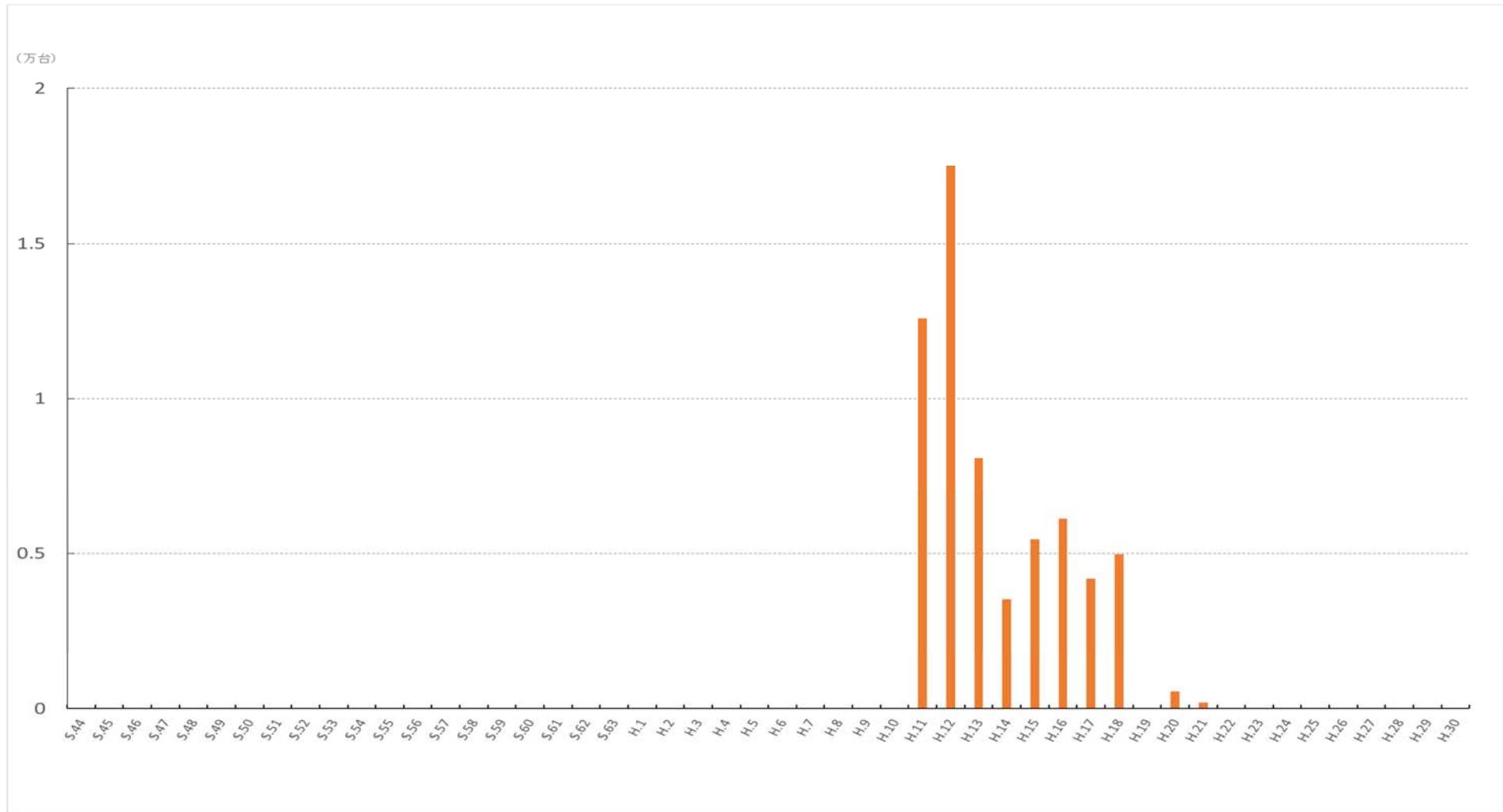
## 第2検査等年度別合格数グラフ

バルク用超音波液面計



## 第2検査等年度別合格数グラフ

端末伝送装置 (NCU)



## 第2検査等年度別合格数グラフ

マイコンメータ

